

委託契約における特命随意契約の結果について  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の着手による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和6年度 垂水妙法寺線(福昌寺工区)整備事業(檜原地区)に伴う境界確定・登記図面作成業務	2024年5月7日	原 泰宏	1,100,000	本件業務は、令和3年及び5年度に実施した同地区の地図訂正業務に基づき、地権者への説明、境界確認(立会)、調印、登記図面の作成等を行う業務である。令和5年度に、本件業務の委託先でもある土地家屋調査士に当該地区の境界確定業務を委託したが、国有地と隣接地所有者の境界の同意が難航したこと等、及び隣接地所有者の相続人が多数いたことにより、調整に時間を要したため業務の完遂ができなかった。 当該委託先は、令和3年及び5年度の地図訂正業務、令和5年度の用地確定業務において、既に当該地区の土地調査及び地権者との協議を行っており、引き続き本件業務を実施させることで円滑な業務の遂行が見込まれ、期間の短縮、経費の削減が確保できると認められる。よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局事業用地課 (TEL078-595-6022)
垂水妙法寺線 土地境界確定業務(その3)	2024年4月1日	株式会社山下PMC	2,646,600	本業務は、建設中の神戸市役所本庁舎新2号館東側地下1階と、三宮駐車場(北)地下通路(以下、「本地下通路」とする)を隔てている躯体の一部を撤去し、アクセス性向上の実現に向け、地下広場の新設を行い、併せて既存地下通路部分のリニューアルを行う三宮駐車場(北)地下通路リニューアル事業を設計・施工一括(DB)で発注するための事業者選定支援業務である。 委託内容は、①DB発注範囲の検証②予定価格算定のための支援③要求水準書の作成④事業契約書作成支援である。 本地下通路は、新2号館の地下部と接続を行う。そのため、接続部において、地下通路と新2号館工事の双方の内容を理解した上で、施工区分、施工条件を調整し、要求水準書を作成する必要がある。 また、新2号館の建設については、令和4年8月末に事業者が決定し、令和10年度の工事完成予定である。地下通路の機能性から、新2号館のオープニングと一体的な供用開始が必要であり、新2号館の施工と同時期に工事を開始する必要がある。当該事業者は、神戸市都市局より発注した、新2号館再整備事業のマネジメント業務を受注しており、神戸市の立場に立ち、新2号館事業者及び関係者との調整を実施している。そのため、新2号館事業及び工事内容に精通している。 当該事業者が本業務を実施することで、業務期間及び、経費の削減が確保でき、他業者よりも有利と認められる。よって、当該事業者と特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局道路計画課 (TEL078-322-6580)
垂水処理場 麗水設備等運転管理業務	2024年4月1日	株式会社ニチジョー	3,639,900	麗水の供給先には市が管理する施設だけでなく、スポーツガーデン、駐車場といった市より管理を委託された市民開放施設も含まれている。そのため、設備の不具合・故障の早期発見及び、復旧に向けた迅速な対応が求められる。 麗水設備の不具合・故障時の発報監視装置は、本市職員が使用する処理場中央監視室と「汚泥処理施設等運転管理業務」の受託者事務所しか設置されていない。 当該事務所には、現に常時監視体制が整っていることから、設備の不具合・故障の早期発見及びその迅速な対応が可能であり、本件業務の仕様を満たせるのは上記受託者のみである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に該当)	建設局西水環境センター施設課 (TEL078-752-5017)
道路交通情報等収集・提供業務	2024年4月1日	公益財団法人日本道路交通情報センター	5,600,000	公益財団法人 日本道路交通情報センターは、「道路および道路交通に関する情報の収集および提供、調査、研究、試験等を行い、もって道路交通の安全と円滑化に寄与するとともに、産業の進展に即応した道路網の体系的整備に貢献すること」を目的に、昭和45年に設立された公益財団法人であり、国土交通省・警察庁の協力のもと、「神戸センター」を含む全国の4事業所、1支所、53センターおよび80箇所の駐在を通じて、各種道路情報を一元的に収集・提供できる全国唯一の団体である。 各地方公共団体や高速道路株式会社等他道路管理者においても、他に代替機関が存在しない。よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局道路管理課 (TEL078-322-6806)
大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業	2024年4月1日	大阪湾広域臨海環境整備センター	4,596,000	本業務は、東部スラッジセンターで発生する下水汚泥焼却灰を含む産業廃棄物や一般廃棄物を埋立処分するための最終処分場を整備する業務である。 当該団体は、広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)に基づいて設立された団体であり、同法により大阪湾圏域2府4県の市町村からの委託を受けて、最終処分場の整備業務を行っている。 本市においても、当該団体との間で締結した昭和61年1月30日付基本協定において、政令で定める産業廃棄物による海面埋立てを当該団体に委託することとしており、本契約を締結する相手方としては、当該団体以外に適切な者はいないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	建設局下水道部経営管理課 (TEL078-806-8708)
令和6年度神戸市土木工事積算基準改定に伴うプログラム作成業務	2024年4月1日	富士通Japan株式会社 兵庫公共ビジネス部	1,687,400	本市の土木積算システムは、富士通株式会社の土木積算システムESTIMAを神戸市仕様カスタマイズして、構築・運用している。本業務は、各年度における本市積算基準改定のために、本市土木積算システム用の「施工単価プログラム」及び「モジュールプログラム」等を作成又は修正を行うものである。作業は、一般財団法人日本建設情報総合センター及び一般財団法人経済調査会より購入する国土交通省の積算基準データ(XML形式)を土木積算システムESTIMA用に変換したものを本市より貸与し、当該データに本市の独自性を反映するようプログラムの修正等を行うもの他、本市独自基準プログラムの作成又は修正を行うものである。これらは、神戸市土木積算システムに適合する独自の新規プログラムの作成を実施する特殊性の高いものであることから、本市土木積算システム及び基準データのESTIMA用変換ツールの開発業者(富士通株式会社)の開発企業グループ傘下(富士通Japan株式会社(準地元))以外にプログラムの作成及び修正を行うことができる適切な者は考えられない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局技術管理課 (TEL078-595-6035)
令和6年度神戸市土木積算システム運用保守業務	2024年4月1日	富士通Japan株式会社 兵庫支社	463,925/月	本市が土木積算システムとして使用している富士通株式会社製の設計積算パッケージソフトウェア(ESTIMA)は、官公庁の工事・設計等の入札用に限定した設計書作成業務という特殊性等から、自治体だけに提供されている製品であり、独自の暗号化技術が採用され、システムプログラムのオープンソース化はされていない。このため、現在稼働中の本市土木積算システムは、開発業者である富士通株式会社しかソフト及び関連プログラムのメンテナンス管理作業、ならびに障害時における緊急対応措置等を確実に実施することができない。以上の理由により、開発企業グループ傘下で同ソフトウェアのカスタマイズやオプションプログラムの開発ならびに保守業務を担当し、神戸市内に事業拠点を置く当該業者以外に適切な者は考えられない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局技術管理課 (TEL078-595-6035)
令和6年度 建設局PICSシステム運用業務	2024年4月1日	株式会社 千葉システムコンサルタント	9,885,031	本業務は建設局PICSの運用管理委託業務である。 建設局PICSは平成28年より導入された、市民通報や職員パトロールで発見した道路や公園施設の不具合や災害時の被災状況に関する情報を建設事務所内で集約し共有するためのシステムである。本システムは株式会社千葉システムコンサルタントと委託契約を締結して開発したものである。 当該業者は、本システムの開発業者であることから、システム改修に対応することができる知識を備えた唯一の業者であり、当該業者以外に適切な者は考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局防災課 (TEL078-322-6802)
令和6年度神戸三田線有馬口トンネル監視業務	2024年4月1日	阪急阪神ビルマネジメント株式会社 神戸営業所	4,950,000	当該業者は日常的にトンネル監視業務を行うと共に、通行車両からの非常電話の受信対応及び異常発生時には関係各所への通報業務も実施しており、監視業務に精通している。またトンネル附帯設備に対し、軽微な警報発生に即応できる者も有するため現場処置も含め委託することが可能である。 以上により、本業務を実施できるのは当該事業者以外に適切な者はおらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局道路工務課 (TEL078-322-5683)
下水汚泥焼却灰のセメント原料利用に係る処理委託業務	2024年4月1日	住友大阪セメント株式会社 赤穂工場	8,800/t (上限1,500t)	東部スラッジセンターから排出する下水汚泥焼却灰は現在、3つの方法で処分されており、①セメント原料への有効利用、②アスファルト合材としての有効利用、③大阪湾フェニックスへの埋立処分がある。本業務は下水汚泥焼却灰を、セメント原料として資源化し、有効利用するものである。本業務を合理的に実施するために、下記の条件を満たす業者との契約が必要となる。 (1) 本業務は、産業廃棄物の処分(中間処理)にあたるため、当該処分に係る許可を有する業者であること。 (2) 処分先が遠方になると、運搬費が高額になること、また、BCPの観点より、緊急時に遠方の処分先まで焼却灰を運搬することは現実的でないことから、排出場所に極力近い距離に所在する業者であること。 (3) 大阪湾フェニックスの処分量値上げを受け、セメント原料への利用は令和5年度1,000t/年から令和6年度1,500t/年に処分委託量を増やす予定であるが、処分業者、運搬業者ともに1,500t/年の下水汚泥焼却灰を受入れ可能であること。 上記条件を全て満たす業者は、県内及び近隣県では、住友大阪セメント株式会社(赤穂工場)のみであるため、当該業者以外に適切な者は考えられない。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	建設局下水道部計画課 (TEL078-806-8904)

下水道台帳システム保守管理業務	2024年4月1日	株式会社オオバ 神戸営業所	4,235,000	本市の下水道台帳システムおよび下水道関連データベースは、㈱オオバが独自に開発したCmapt for Windows GIS (エンジン) を基盤として構築されている。当該システムは、GIS 上で 公共下水道の管渠情報、調査・点検情報、修繕・改築情報等の 各種 維持管理情報を一元的に管理・蓄積・運用するもので、かつ 窓口・通報対応等で 日常的に使用されており、安定的な運用が必要不可欠である。そのため、本業務は確実に実施される必要があり、システム開発者である当該業者でなければ実施できないものである。以上より、当該業者以外に適切な業者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	建設局下水道部管路課 (TEL078-806-8754)
オリックス・パファローズと市民との交流事業に関する委託業務	2024年4月1日	オリックス野球クラブ株式会社	9,560,000	本業務は、「ほっともっとフィールド神戸」において開催されるオリックス・パファローズのホームゲームでの市民向け観戦会、オリックス・パファローズと市民との交流イベントを開催するものである。本業務を履行するにあたり、入場券の準備や座席の確保、オリックス・パファローズの関係者との調整などが必要であるため、委託先は当事者であるオリックス野球クラブ(株)以外に適切な業者は考えられない。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	建設局公園部管理課 (TEL078-595-6451)
総合運動公園サブ球場管理運営等業務	2024年4月1日	オリックス野球クラブ株式会社	23,980,000	神戸総合運動公園サブ球場は、ほっともっとフィールド神戸(本球場)のサブ球場として一体的に利用され、学生野球リーグ戦、高校野球県予選大会、少年野球大会等、野球を中心に市民の身近な野球場として定着している。当該事業者は、都市公園法第5条に基づく「公園施設管理許可」により、神戸総合運動公園内の本球場を管理運営している。仕様書第3条に規定のとおり、本球場と一体的管理をすることによって、サブ球場と本球場の一体利用等について、利用者の施設利用調整を円滑に行うことができることなどから、施設利用者の利便性向上に資することができる。なお、保守点検及び利用申込受付等の業務において、効率的な人員を配置することができることから、経済性・効率性の面からも当該事業者に相当の優位性があると考える。以上の理由から、当該事業者以外に適切な業者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	建設局公園部管理課 (TEL078-595-6452)
荻谷公園体育館の利用調整及び使用料徴収等業務	2024年4月1日	荻谷公園コミュニティセンター管理運営委員会	3,900,000	荻谷公園には、荻谷公園コミュニティセンターと本件施設である体育館がある。コミュニティセンターについては、地域住民が管理・運営する施設として設置されており、施設開設当初より、地域の公共的団体である自治会・婦人会等各種団体とふれあいのまちづくり協議会の代表者で組織された荻谷公園コミュニティセンター管理運営委員会により運営されている。本件施設である体育館の利用調整等の業務は、隣接するコミュニティセンターにおいて、コミュニティセンターの利用調整等の業務と一体的に行っており、利用者の施設利用調整を円滑に行うことができることなどから、施設利用者の利便性向上に資することができる。なお、保守点検及び利用申込受付等の業務において、効率的な人員を配置することができることから、経済性・効率性の面からも当該事業者に相当の優位性があると考える。以上の理由から、当該事業者以外に適切な業者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	建設局公園部管理課 (TEL078-595-6452)
都市公園内駐車場現金徴収及びキャッシュレス決済等業務	2024年4月1日	アマノマネジメントサービス株式会社	15,227,048	都市公園内駐車場では、ある一定の障害を持たれた方に対し、経済的支援の一環として、道路計画課が発行する福祉駐車券に対応しており、駐車場券発券機及び自動精算機で使用することで利用料が減免される制度が構築されている。当該契約により委託する駐車場においても福祉駐車券に対応した機器の設置が必要であるが、福祉駐車券は当該事業者のグループ会社であるアマノ(株)が発行しているものであり、仮に他の事業者が当該業務を請け負った場合、福祉駐車券対応機器をリースすることとなり、リース料のほか保守メンテナンス費なども発生する。当該事業者は福祉駐車券対応の機器を直接取り扱っていることから、機器に精通した技術・知識を有しており、機器のトラブル発生時にも迅速な対応が可能である。よって、経済性・効率性の面からも当該事業者に相当の優位性があると考えられる。また当該事業者は平成19年度より当該業務を実施しており、過去17年間の運営実績から見ても、利用者に対する適切な対応、市への速やかな報告などのほか、コールセンター等によるトラブル対応については、多くの駐車場管理のノウハウから、迅速かつ適正な処理を行っている。以上の理由から、当該事業者以外に適切な業者は考えられない。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定により、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項7号に該当)	建設局公園部管理課 (TEL078-595-6452)
草花栽培委託業務	2024年4月1日	神戸市花き協会	29,284,156	本業務はフラワーロードといった観光客の多く訪れる場所の飾花や、市民が公園や道路・広場・空き地等を活用し自主的に設置・育成・管理を行う市民花壇で使用する花苗の栽培を委託するものである。これらに使用する草花は、一度に大量の花苗が必要である。また、花の種類も多種にわたり、種類に応じた花色や着蕾数、草丈、葉張等の細かな育成管理及び、均一で良好な品質の確保が求められる。さらに、年間を通じて花壇の管理状況に応じた適切な時期に草花を確実に納入する必要がある。そのためには、需給計画に沿って栽培から納入までを一貫して行う必要があり、園芸店やホームセンター等での調達には困難である。「神戸市花き協会」は、神戸市内の9割以上の生産農家で構成された団体であり、需給計画に沿った良質で大量の花苗を生産できる市内唯一の団体である。よって当該団体以外に適切な業者は考えられない。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	建設局公園部管理課 (TEL078-595-6451)
ジャイアントパンダ竹供給業務	2024年4月1日	淡河町自治協議会	11,065,824	本業務は、王子動物園で飼育するジャイアントパンダの飼料となる竹の栽培に関する業務である。ジャイアントパンダを飼育するには、飼料用の新鮮な竹を年間を通じて大量に安定的に確保する必要がある。淡河地区の竹は、検査の結果、残留農薬・環境ホルモン等、ジャイアントパンダの育成・繁殖を阻害する物質の残留がなく、安全であることが確認されている。また、淡河地区は王子動物園に近く、週3回の納入により鮮度が保たれる。ジャイアントパンダ導入(平成12年度)後、現在に至るまで、竹の供給は安定しており、契約内容も誠実に履行され信頼でき、鮮度の高い飼料用の竹を安定供給する事業者は他にはないため、当該事業者以外に適切な業者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局王子動物園 (TEL078-861-5624)
王子動物園堆肥処理業務	2024年4月1日	株式会社藤定運輸	6,468,000	本業務は動物園内で発生する糞の堆肥化の処理を行うものである。動物園では大量の糞尿及び動物の糞が発生するが、その処分方法としては、それらを資源として有効に活用するため、堆肥化処理を行うのが望ましい。動物園で発生する動物の糞は一般廃棄物であり、産業廃棄物である家畜の糞を主に処理している通常の糞処理業者では処理が不可能である。また、神戸市内で動物園の動物の糞を適切に堆肥化できる特別な施設は、一般廃棄物処分業の許可をもつ当該事業者の処理施設の他にはない。以上より、当該事業者以外に適切な業者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局王子動物園 (TEL078-861-5624)
令和6年度動物科学資料館管理運営等業務	2024年4月1日	公益財団法人 神戸市公園緑化協会	18,874,900	本業務は、動物に関する資料の収集及び動物愛護思想の普及・動物に関する刊行物の発行等を行うとともに、動物に関する教育普及・教育振興を図るものである。中でも教育普及・教育振興の業務は、動物園の役割のひとつである教育の中核をなす公益性の高い重要な業務である。よって単に経済的効率性を求めるべき性格の業務ではなく、その実施に当っては、専門性・継続性が要求され、また、知識・経験を有する職員の常駐が求められる。当該事業者は、昭和31年に設立された「財団法人 神戸市王子動物園協会」を平成8年に統合し、これまでも本市と一体となって、王子動物園における動物園事業の補完的な役割を担っている団体である。当該業務を遂行するために必要な、学芸員資格を有する職員や、教育普及を担う経験・知識を有した職員を常駐配置しており、当該業務に必要な人材の確保や蓄積されたノウハウの活用を図ることが可能である。また、当該事業者はこれまで、動物園内の公益事業として、動物の教育普及のため、館内の動物園ホールや学校へ出向いて年間約250件の教育支援を行ったり、特別展等のイベントの実施や新聞広告等の広報事業を行ったりするなど、王子動物園と一体となって対応してきた。これらの点から、当該事業者以外に適切な業者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局王子動物園 (TEL078-861-5624)
有馬7公園における日常的な維持管理業務	2024年4月1日	一般社団法人 有馬温泉観光協会	6,089,600	有馬温泉地区の公園は、それ自身が観光資源のひとつであるという特殊性をもつ。そのため観光消費に繋げることを目的として、全国有数の観光地にふさわしい美観を保ちながら公園運営に関しても、認知度の向上並びに観光客を視野に入れた幅広い活用を促進する必要がある。それを実現するためには、地元住民を始め、宿泊施設並びに飲食物販店と連携を図ることが望ましい。(一社)有馬温泉観光協会は、有馬在住の事業者を中心とした有馬の来訪者への魅力発信とおもてなしを主目的とした組織であり、有馬温泉の観光事業の発展向上を図り、その文化的使命の達成を期することを目的として設立された団体である。そのため、有馬温泉内の施設や行事と密接に関連する地区内の公園運営を含む利活用の促進に向けた本業務を当該団体に委託することで、神戸ならではの観光の推進に寄与することが十分に期待できる。以上により、当該業者以外に適切な業者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局北建設事務所 (TEL078-981-5199)
令和6年度建設局休日夜間緊急連絡センター受付対応業務	2024年4月1日	パーソナルワークスデザイン株式会社	21,450,000	本業務は、休日及び夜間(通常職員の勤務時間外)において建設事務所が対応すべき案件を受付し対応するものである。本業務の履行にあたっては、通報に対して正確かつ円滑な対応・判断を行う必要があるとともに、対応内容等の適切な共有を所管建設事務所等に対して行う必要がある。パーソナルワークスデザイン(株)(その他)は、通報一次コールセンター業務の受注先であり、道路や公園等に関する通報・要望を受付するコールセンター(道路公園110番)の運用に係る経験を蓄積している。また受付に必要な知識等をFAQとして随時更新しており、所管建設事務所等へ情報共有するシステムも構築・活用している。当該業務に委託することで、休日及び夜間においても平日の日中と同様に対応することができるため、時間帯を問わず24時間365日円滑な運営が可能な唯一の事業者である。以上の状況を踏まえ、本業務の遂行にあたっては当該業者以外に適切な業者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	建設局総務課 (TEL078-322-6584)

令和6年度建設局建設事務所用件振り分け電話転送運営管理業務	2024年4月1日	パーソナルワークスデザイン株式会社	9,438,000	本業務は、各建設事務所代表電話のIVR（自動音声応答）システムの運営管理を行うものである。各建設事務所代表電話番号にかかってきた電話を、通報系の用件は通報一次コールセンター（道路公園110番）に、建設事務所への用件は各係に転送するシステムを運用し、障害発生時の対応・入電実績等の随時検証を行うことで、電話業務の効率化と市民等の利便性向上を図るものである。本業務の履行にあたっては、通報に対して正確かつ円滑に転送できるシステム運営を行う必要がある。また、転送先である通報一次コールセンター（道路公園110番）との関連性が高いため、コールセンターの実態を踏まえた一体的な運用が必要である。 パーソナルワークスデザイン（株）（その他）は、通報一次コールセンター業務の受注先であり、道路や公園等に関する通報・要望を受付するコールセンター（道路公園110番）の運用に係る経験を蓄積している。また、通報一次コールセンター（道路公園110番）運用にあたって日常的に各建設事務所とも連携を取っていることから、一体的な運用が可能である。 また、本業務のうち電話転送に係るシステムの運営にあたっては、市民等からの具体的な入電用件に応じた的確な振り分けが必要である。当該業者は通報一次コールセンター（道路公園110番）の業務から、入電内容への対応のノウハウを有しており、的確な振り分けを実現し効率的なシステム運営が可能で唯一の事業者である。 以上の状況を踏まえ、本業務の遂行にあたっては当該業者以外に適切なものは考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）	建設局総務課 (TEL078-322-6584)
令和6年度下水道事業財務会計システム仕様検討等支援業務	2024年4月1日	日本電気株式会社 神戸支社	2,134,000	本システムは、下水道事業会計における契約・納金・予算執行・決算事務等を行うものであり、平成15年度に日本電気株式会社でシステム開発を行い、平成16年度より本格稼働している。 システム導入から約19年が経過しており、システムの不具合が頻発し、業務に支障をきたしている状況である。加えて、経理事務の見直しによる人員削減に対応するため予算・決算・支払作業等の効率化を図る必要がある。これらを解決するため、システムの再構築が喫緊の課題である。 本件委託業務は、令和5年度に引き続き、システム再構築に向けて、現状の課題を踏まえた新システムの仕様検討や各業者から取得した見積書の内容精査等を含む仕様書作成にかかる調達支援準備を行うものである。本件委託業務には、仕様書作成業務が含まれており、現行システムは当該業者によりスクラッチ開発（システム開発の雛形であるパッケージなどを利用せず、一からオリジナルのシステムを開発）されたものであり、新システムの仕様を作成する上で、現行システムの内容を反映させることが必要である。そのため、スクラッチ開発された現行システムの仕様に関する詳細情報を有する日本電気株式会社以外に適切な業者は考えられない。 また、現行システムについては、システム導入から約19年間、当該業者は保守業務を行っており、システム運用中及び保守点検中に不具合等の異常が発生した際は、速やかに対処及びシステム修正を実施してきた実績があり、下水道事業会計の決算業務の知識も豊富で、決算作業にかかる振替等の特有な処理や、現行システムの課題も、当該業者が熟知している。よって、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）	建設局総務課 (TEL078-322-6584)
垂水妙法寺線 土地境界確定業務（その3）	2024年4月1日	土地家屋調査士 三嶋裕之	2,253,900	本業務は、垂水妙法寺線整備事業（ロノ川地区）における買収予定地の境界確定業務であり、その内容は、登記簿や公図、測量図等の資料収集・解析、現地踏査などの境界調査、測量のほか、境界確認図面等の作成及び地権者への説明・立会・境界同意（調印同行）、関係機関との調整・明示申請など多岐に及んでいる。 ロノ川地区の境界確定作業は、令和4年度から順次進めており、委託先である三嶋裕之 土地家屋調査士は、同地区の境界確定業務を令和4年度（第1回）・令和5年度（第2回）と受託している。令和5年度に本業務を完了する予定だったが、地権者の1人の調整に時間がかかり、引き続き令和6年度も本業務を発注することとなった。当該業者は、周辺の地形や地籍に精通するとともに、地権者との信頼関係も構築されている。また、これまでの測量結果や立会・説明内容との整合を図る必要があることから、当該業者に引き続き実施させることで、境界調査・確定に要する期間の短縮、経費の節減、円滑な業務遂行の確保など、見積合わせを行うよりも有利であると認められる。 よって、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）	建設局事業用地課 (TEL078-595-6022)
垂水妙法寺線（禅昌寺工区<ロノ川地区>）建物等の調査・積算及び算定業務	2024年4月10日	アサヒコンサルタンツ株式会社	12,744,600	本業務は、令和5年度の予備調査（物件調査及び移転工法検討等）を基に実施する建物等の調査・積算、補償金算定業務である。 予備調査については、令和5年度の委託審査委員会（議案番号51001）で承認を得た、建物等の調査・積算及び算定業務委託（建物等調査業務台帳）により4者見積合わせを行ったところ、アサヒコンサルタンツ株式会社と、令和5年12月4日に委託契約を締結している（履行期間：令和6年3月31日まで）。 （地権者より早期の金額提示を求められたこと及び工事スケジュールから、全体の調査期間の短縮を図るため、令和5年度に予備調査を実施した。） 本業務は、この予備調査（結果）に基づき、同一物件の数量計算、推定再建築費の積算、移転補償金の算定等を行うものであり、予備調査と一体の関係にあることから同一業者でなければ円滑な業務の遂行ができない（成果品の精度、予備調査と本業務との責任の所在の明確化等）。あわせて、同一業者に引き続き委託することで、調査期間の短縮、経費の節減が図れる。 よって、当該業者と特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項2号）	建設局事業用地課 (TEL078-595-6022)
指定納付受託者業務（駐輪場定期券等管理システムにおけるWEB決済（クレジットカード決済）・コンビニ決済）	2024年4月1日	GMOペイメントゲートウェイ株式会社	7,340,000	契約者は駐輪場定期券等管理システムにおけるWEB決済（クレジットカード決済）及びコンビニ決済を担当する事業者である。 令和4年8月契約の「駐輪場定期券等管理システム開発業務」において、受託者のプロポーザル提案時から連携を予定した事業者であり、当該事業者の決済サービスを組み込んだシステムを開発したことから、当該事業者以外に決済業務を行うことは困難である。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定により、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）	建設局道路計画課 (TEL078-322-6026)
指定納付受託者業務（駐輪場定期券等管理システム発券機におけるクレジットカード決済・QRコード決済）	2024年4月1日	ピリングシステム株式会社	3,040,000	契約者は駐輪場定期券等管理システム発券機におけるクレジットカード決済・QRコード決済を担当する事業者である。 令和4年8月契約の「駐輪場定期券等管理システム開発業務」において、受託者のプロポーザル提案時から連携を予定した事業者であり、当該事業者の決済サービスを組み込んだシステムを開発したことから、当該事業者以外に決済業務を行うことは困難である。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定により、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）	建設局道路計画課 (TEL078-322-6026)
指定納付受託者業務（駐輪場定期券等管理システム発券機における交通系IC決済）	2024年4月1日	株式会社JR西日本コミュニケーションズ	1,760,000	契約者は駐輪場定期券等管理システム発券機における交通系IC決済を担当している事業者である。 交通系IC決済の導入に際し、JR西日本が発行するICカード乗車券ICOCAを筆頭に、交通系ICカード全国相互利用サービスの利用にあたっては、当該事業者への加盟店申請が必須であることから、当該事業者以外の事業者とすることは考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）	建設局道路計画課 (TEL078-322-6026)
令和6年度駐輪場定期券等管理システム保守・運用管理業務+A48	2024年4月1日	株式会社アーキエムズ	12,328,800	契約者は令和3年6月に実施した総合評価落札方式一般競争入札にて決定した当システムの開発事業者であり、当事業者以外に保守・運用管理業務の確実な履行が可能なのは考えられない。 なお、開発業務の入札時に開発事業者からの保守・運用管理方法や概算費用に関する提案を評価しており、業務内容や契約金額について乖離がないことを確認している。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定により、特命随意契約を締結するものである。（地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）	建設局道路計画課 (TEL078-322-6026)
令和6年度放置自転車等管理システム保守・運用管理業務	2024年4月1日	有限会社ステラネット	3,273,600	本システムは建設事務所、自転車等保管所、警察署間のVPN回線によるネットワークを構築している点が特徴であり、その保守運用管理には、各所におけるシステムを熟知している必要がある。 当該事業者は、本システムの開発者である。開発時には、建設事務所、保管所や警察署内部のネットワーク調査等を実施し、同システムに関する細部の理解や運用ノウハウを熟知しており、保守運用管理を行うにあたっての技術を十分に備えていることから、（有）ステラネット以外に業務の確実な履行が可能なのは考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）	建設局道路計画課 (TEL078-322-6026)
下水道使用料調定・収納システムの運用管理保守業務	2024年4月1日	㈱南大阪電子計算センター	1,584,000	下水道使用料調定・収納システムは、当該業者が開発したパッケージソフトをベースに本市の下水道使用料事務の専門性、特殊性の機能を付加することにより構築されており、現在当該業者へ保守業務委託中である。 下水道使用料（井戸水使用者・減量認定等の建設局調定分）の調定・収納業務や下水道使用者の使用状況をまとめた統計データの管理は当システムで作業を行うため、日常の運用管理や、ソフトウェアの保守及び予期できないトラブルが発生した場合等、迅速かつ確実な対応が必要となる。これらの対応は、当システム開発業者であり当システムのプログラムにも精通した当該業者以外に適切な業者は考えられない。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	建設局下水道部経営管理課 (TEL078-806-8709)
下水道施設・設備情報システム運用保守業務	2024年4月1日	三菱電機株式会社兵庫支店	7,590,000	下水道施設・設備情報システム（以下、「システム」という）は、下水道施設・設備の維持管理に必要な設備機器、工事履歴、図面等多くの情報を有しており、様々な目的で職員が利用する重要なシステムである。 本業務は、システムを常に安定動作させるための運用保守業務であり、定期保守点検に加え、ソフトウェアの異常発生時の対応等を行うものである。 当該システムのソフトウェアは、令和4年度に総合評価落札方式一般競争入札により、「下水道施設・設備情報システム再構築業務」を受託した三菱電機株式会社により製作されたもので、製作者独自の仕様であるため、当該業者以外に本業務を履行できる業者がない。 以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	建設局下水道部施設課 (TEL078-806-8715)

海浜公園維持管理業務	2024年4月1日	須磨海浜公園パークマネジメント組織	10,843,680	<p>本業務は、海浜公園内の須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業（P-PFI事業）の事業区域外における（１）草刈や清掃などの一般園地維持管理と、（２）運動施設（球技場・テニスコート）の利用調整を行う業務である。</p> <p>海浜公園では、再整備前から一般園地と運動施設の管理を一体的に行ってきた。一体的に管理を行うことで、公園利用者に対して管理者を一元化・明確化するとともに、管理作業の合理化・効率化を図ってきた。</p> <p>再整備事業後についても、再整備事業区域は令和5年9月から当該事業者が再整備後の施設管理者（指定管理者）として管理運営を行っており、再整備事業区域外は以下の理由から再整備事業区域と一体で管理を行う必要があるため、当該事業者に業務を委託したい。</p> <p>① 事業区域に隣接する球技場は、渋滞対策のため再整備事業後の運営においても海水浴シーズンなど臨時駐車場として用いられることから、再整備後の施設管理者（当該事業者）と綿密な利用調整が必要となる。</p> <p>② 球技場、テニスコートの利用者が主に使用する駐車場は、管理許可により、当該事業者が事業区域内の駐車場と一体的に管理を行っている。</p> <p>③ その他、園地の管理についても再整備事業区域と合わせて管理を行うことが効率的である。</p> <p>当該事業者が一体的に管理を行うことで、経済性、効率性、公園利用者の利便性において、より良い公園管理が期待できることから、須磨海浜公園パークマネジメント組織（準地元・その他）以外に適切な者は考えられない。</p> <p>よって特命随意契約を締結するものである。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）</p>	建設局公園部魅力創造課 (TEL078-595-6453)
有料公園及び有料公園施設を含む都市公園の指定管理者に対するモニタリング補助業務	2024年4月1日	株式会社公園マネジメント研究所	1,743,500	<p>指定管理者が行うモニタリング作業は、公の施設の管理を委託する市の施設管理者に対する評価に、客観性、妥当性を与えるものであるとともに、公園管理の品質向上を図るものである。適切な経年によるモニタリング並びに評価を実施していくためには、当該事業に対し統一的かつ継続的な評価の視点が必要である。また、モニタリング結果を活かし、P D C A サイクルを踏まえて検証、改善を行うことにより、公園管理だけでなく、モニタリング自体の品質向上を図ることができる。</p> <p>当該事業者は、公園の管理運営コンサルティングを専門とした事業者で、他都市のモニタリング補助業務や、全国的な指定管理者制度に関する調査、都市公園整備についての研究に従事するなど、公園管理において高度な専門性を有している。</p> <p>当該業務においても、指定管理者の事業評価、管理状況の把握等の豊富な実務経験を活かし、公園管理の情報を常にアップデートしながらモニタリングに努めている。また、過去から対象公園のモニタリングノウハウを蓄積しているため、効率的な業務遂行が可能であり、令和5年度の委託業務の履行状況も良好であった。</p> <p>よって、同一事業者への委託により業務品質の向上が見込まれるため、引き続き特命随意契約を締結するものである。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）</p>	建設局公園部魅力創造課 (TEL078-595-6453)
三宮中央連絡地下通路管理委託業務	2024年4月1日	神戸電鉄グループ共同事業体	27,082,052	<p>当該地下通路は、三宮地区三層ネットワーク構想の一環で整備された地下通路である。隣接する神戸市道路公社所有の三宮中央通駐車場と機械室や監視室等を共有するよう整備されており、また施設運用時間や施設開放時間等についても一体的な管理が行われている。</p> <p>令和3年度より4年間の三宮中央通駐車場管理を受託している事業者である神戸電鉄グループ共同事業体が当該地下通路の管理を行うほうが緊急時対応等も含め合理的かつ効率的であることより、当該業者以外に適切な者は考えられない。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）</p>	建設局道路管理課 (TEL078-322-5507)
京町筋植栽管理検証業務	2024年4月10日	一般社団法人 神戸市造園協会	6,400,000	<p>本業務は、Living Nature Kobeの具体的な取り組みの一つとして、京町筋において整備した多年草を主とする植栽（令和4・5年度京町筋植栽整備検証業務にて実施）の管理を行うものである。</p> <p>その管理にあたっては、多年草を中心とした自然を感じる植栽風景をつくる「Naturalistic Landscaping」の考え方に基いて行うものとするが、1年を通して変化する植物の表情・形姿等が見どころとなるよう、神戸の気候や使用する植物（多年草）の特性を踏まえた手入れが必要となり、環境適応性・生育サイクルの見極めに数年を要する。</p> <p>Naturalistic Landscapingの基本的な考え方としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境による癒しを生む</li> <li>・植物の生育サイクルをふまえる</li> <li>・風景のつながりをつくる</li> </ul> <p>等が挙げられるが、当該事業者は令和4・5年度京町筋植栽整備検証業務の受注者であり、その業務の中で専門家からの指導を受け、本市と共に、神戸に合ったNaturalistic Landscapingの知見を深め、経験を積んできており、見極めに向けた継続した視観を行えることから、本業務の目的を実現することのできる唯一の業者である。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）</p>	建設局中部建設事務所 (TEL078-511-0515)
東遊園地ほか植栽管理作業	2024年4月1日	一般社団法人 神戸市造園協会	14,672,661	<p>本業務は、東遊園地内及び市役所1号館前の花壇植栽や芝生等において、適切な維持管理を実施するものである。</p> <p>東遊園地内及び市役所1号館前の花壇は、「自然の景」の創出による新たなみどりや花の取組みである「Living Nature Kobe」の拠点として整備された。この花壇は、「Naturalistic Landscaping」の考えに基づいたものであり、神戸の気候や使用する植物（多年草）の特性を踏まえた手入れが必要で、環境適応性や生育サイクルの見極めに数年を要する。</p> <p>また、東遊園地の芝生ひろばは、リニューアル以降、多くの方に利用されると共に多数のイベントが催され、にぎわい創出に寄与している。一方で、イベントによる芝生の損傷は避けられず、適切な維持管理が求められるが、美しい芝生を維持するためには、状態の変遷を十分に理解し、継続的な視点で芝生の生育を監視する必要がある。</p> <p>当該事業者は、令和3～5年度にかけて整備・管理を行い、上記の花壇管理や芝生に関して知見をもち、見極めに向けた継続した視観を行える唯一の業者であることから、特命随意契約を締結するものである。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）</p>	建設局公園部整備課 (TEL078-595-6473)
神戸市里山再生実施検証業務	2024年6月14日	住友林業株式会社 資源環境事業本部	14,997,400	<p>現在の里山は日常的に利用されなくなり、土砂災害や農地への野生動物被害、生物多様性の低下などの問題が起きている。</p> <p>そこで、KOBE里山SDGs戦略に基づき、北区淡河町の私有林をモデル地区として、令和4年度から里山整備に関する知見・経験を有する住友林業側に委託し、里山の再生に向けた取り組みを進めている。令和5年度は、地域の自治会、企業等にヒアリングを行い、里山の実情を把握した上で、今後の里山再生を進めていくためのアクションプランを取りまとめた。</p> <p>同時に、地域外の大学、企業とも連携し、プレイパーク等のイベントの実施、里山林の整備および発生根材の活用に取り組み、具体的な成果もあげている。</p> <p>令和6年度業務は、これまでの取組みと、プランに基づいた新たな各種取組みを地域内外の方と連携し進めながらその結果について検証も行い、プランの進め方に具体性を持たせ、内容の充実化を図るものである。</p> <p>同事業者は、過去2か年の業務の中で、同町の里山の実情を把握するとともに、取組みを進める上で、地域はもとより様々な事業者とも必要な人間関係を構築している。</p> <p>以上のことから、本業務を効率的、効果的に遂行できるものは現時点で同事業者以外に考えられないため、特命随意契約を締結するものである。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）</p>	建設局防災課 (TEL078-322-0125)
小東山6交差点および神戸三田線におけるライブカメラによる配信、交通解析業務	2024年4月1日	株式会社道路計画	9,372,000	<p>契約者は、高所作業車等の大掛りな作業不要で公道上の街灯に安価でカメラを設置する技術にて特許（ビューボール）を取得している唯一の業者である。また、ライブカメラ映像のAI解析による交通管理業務などの実績を有している。さらに、令和4年度のUIKの取組みを行った業者であり、AIツールの開発には長期間の映像データによるAI学習や現地に合わせて相関分析等が必要となるが、UIKや過年度の業務で構築した情報発信ツールの仕組みを活用できることから、安価で効率的な業務の遂行が期待できる。</p> <p>よって、特命随意契約を締結するものである。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）</p>	建設局道路計画課 (TEL078-322-6026)
D51前社会実験実施業務	2024年4月1日	合資会社ゼンクリエイト	5,610,000	<p>本業務は先行して実施している「D51 前社会実験企画・検討業務」に引き続き実施するものである。合資会社ゼンクリエイトは、先行業務を受託するとともに、みたと元町タウン協議会へ神戸市からまちづくり専門家として派遣されており、当該地を含むまちづくりの支援も行っている。以上のことから、社会実験の趣旨を理解して、そのノウハウを活かした実施計画の調整・立案や当日の運営、実施後の効果検証や意見集約等の取りまとめが一貫して可能であり、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定により、特命随意契約を締結するものである。（地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）</p>	建設局駅前魅力創造課 (TEL078-322-6980)
神戸駅～HDC間通路活用に係る社会実験実施業務	2024年4月1日	株式会社E-DESIGN	7,150,000	<p>本業務は先行して実施している「神戸駅前広場再整備設計業務」に引き続き実施するものである。株式会社 E-DESIGN は、先行業務を受託する E-DESIGN・畑友洋建築設計事務所・モビリティデザイン工房・中央コンサルタンツ設計企業体の一員として、当該通路の再整備計画を検討するとともに、検討にあたって 地域や関係者等の意見調整を行っている。</p> <p>以上のことから、社会実験の趣旨を理解して、そのノウハウを活かした実施計画の調整・立案 や当日の運営、実施後の効果検証や意見集約等の取りまとめが一貫して可能であることから、委託先として最も合理的かつ経済的であると考える。</p> <p>以上の理由により、当該業者以外に適切な者は考えられない。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）</p>	建設局駅前魅力創造課 (TEL078-322-6980)

<p>長田橋日尾線（熊内）その3工区既存ストックを活用した電線共同溝整備工事委託</p>	<p>2024年4月8日</p>	<p>エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社</p>	<p>149,265,600</p>	<p>本事業は、緊急輸送道路である長田橋日尾線(熊内)工区において、電力用・通信用・道路管理者用の電線類を地中化するための電線共同溝を整備し無電柱化することで、災害時等の緊急車両の通路を確保することを目的としている。</p> <p>本工区区間には西日本電信電話(株)の既設地中管等(以下「既存ストック」と呼ぶ)が埋設されている。既存ストックの譲渡を受けたうえで、当該既存ストックを活用した電線共同溝の整備を委託するものである。</p> <p>既存ストックの譲渡を受けることで、本来であれば新設すべき樹や管路を有効活用することができる。また、既存ストック付近に増設管路を敷設することから、ガス管や水道管、下水管等の移設補償を回避することができ、効率的かつ経済的に整備を行うことができる。以上から既存ストックを活用できる路線については積極的に活用しているところである。</p> <p>既存ストックには電線管理者により供用中の通信ケーブルが管路・樹に敷設されているため、本工事はこれらの通信設備を供用しながら樹の改築や新たな管路の増設等を行う必要がある。供用中の通信設備の間隙での掘削や樹の削孔などを伴うため、通信設備の保安・管理上、高度な専門知識と技術が必要である。また万が一、供用中のケーブル等を破損させた場合には、通信遮断などの社会影響に対して迅速な対応が求められる。</p> <p>これらの対応を安全・確実・円滑に実施するための知識・技術を有していることや類似工事の受託実績があり受託体制が整っていることを踏まえると、当該電線管理者以外に本工事の受託者として適切な者はいない。</p> <p>なお、既存ストックの譲渡と工事の委託は、本市と西日本電信電話(株)およびエヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)の3者による「電線類地中化事業に伴う既設地中管等の有効活用を図るための固定資産の譲渡及び電線共同溝工事等に関する基本協定(令和3年5月10日付)」に基づき行うものである。</p> <p>以上のことから、本工事は特命随意契約により、エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)へ委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)</p>	<p>建設局道路工務課 (TEL322-5992) 建設局中部建設事務所 (TEL078-511-0516)</p>
<p>2024年度神戸市水防情報システム(FISKO)管理運用業務</p>	<p>2024年4月1日</p>	<p>一般財団法人 日本気象協会関西支社</p>	<p>32,054,000</p>	<p>本業務は、平成8年に運用開始した神戸市水防情報システム(以下、「FISKO」という)の保守点検、市の防災活動、市民への避難情報の発令や道路規制の判断支援を目的とした気象コンサルティングを行うものである。FISKOは、「一般財団法人日本気象協会」が開発し所有する気象情報システムから気象データを受信するよう構築されており、当事業者が24時間常時システムネットワークの監視等を実施している。また、当事業者は高度な気象学的知識を有しており、局所的な気象情報や気象予報等を的確に提供することが可能で、総合的な気象コンサルティングを行っている。</p> <p>以上のことから、当該業務の確実な履行には当事業者以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>建設局防災課 (TEL078-322-6802)</p>
<p>神戸駅前連絡地下道管理委託業務</p>	<p>2024年4月1日</p>	<p>神戸地下街株式会社</p>	<p>46,234,546</p>	<p>当該地下道(デュオ神戸山の手)は、本市認定道路の地下部分に設けられた公共通路と神戸地下街株式会社が所有している店舗部分、共有部分により構成されている。建設にあたり、双方の費用負担のもと、本市所有の通路部分、当該事業者所有の店舗部分、共有部分である機械室や中央監視室、設備等を一体的に整備しており、昭和49年に市と当該事業者の間で締結した協定では、市が所有する部分も含め当該事業者が管理することとしている。</p> <p>地下道と店舗部分等は施設として一体的なものであり、 (1) 財産区分は上記のとおり市所有部分、事業者所有部分のほか、空調・照明・防犯等の共有部分(設備など)は双方が使用している。 (2) 保安警備業務等についても、利用者の安全性・利便性の確保を図るのであれば、事業者と一体的に行うことが望ましい。 (3) 日常の店舗等を管理する中で当該地下道部分も一体的に管理する方が、緊急時対応や警備員の配置が効率的に行えるなど、管理経費の削減が見込まれる。</p> <p>以上のことより、当該事業者以外に適切な者は考えられない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>建設局道路管理課 (TEL078-322-5507)</p>
<p>産業廃棄物埋立処分業務</p>	<p>2024年4月1日</p>	<p>大阪湾広域臨海環境整備センター</p>	<p>12,870/1 (上限2,900t)</p>	<p>本業務は、東部スラッジセンターで発生する下水汚泥焼却灰を最終処分場において埋立処分する業務である。当該団体は、広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)に基づいて設立された団体であり、同法により大阪湾圏域2府4県の市町村からの委託を受けて、廃棄物の処分を行っている。</p> <p>本市においても、当該団体との間で締結した昭和61年1月30日付基本協定において、政令で定める産業廃棄物による海面埋立てを当該団体に委託することとしており、本契約を締結する相手方としては、当該団体以外に適切な者はいないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)</p>	<p>建設局下水道部経営管理課 (TEL078-806-8708)</p>
<p>総合運動公園野球場等施設修繕等業務</p>	<p>2024年4月1日</p>	<p>オリックス野球クラブ株式会社株式会社</p>	<p>37,400,000</p>	<p>本業務は、野球場等の施設(ほっともつとフィールド神戸、サブ球場(G7スタジアム神戸)、周辺園地等)の修繕、および修繕にかかる実施計画の立案・業務調整・その他付随業務である。</p> <p>総合運動公園野球場等については、現在、オリックス野球クラブ(準地元)が都市公園法第5条の管理許可によって管理運営を行っており、オリックスパファローズ球団の準フランチャイズ球場等として活用されている。これにより、オリックス球団をはじめとするプロ野球の公式試合の開催や学生野球リーグ戦、高校野球県予選大会、少年野球大会等、野球を中心にプロから学生まで幅広く様々な利用がなされ、市民の身近な野球場として定着している。</p> <p>また、サブ球場(G7スタジアム神戸)及び周辺については、同事業者が神戸総合運動公園サブ球場管理運営等業務委託によって、一体的に管理運営を行っている。</p> <p>当該業者は、野球場の運営だけでなく、施設維持管理分野においても、プロ野球での使用に耐えうる専門的な各種ノウハウを有し、蓄積してきた。また、長年の野球関連のサポート経験と当該施設の管理運営実績を通して、老朽化しつつある当該施設の現状に精通し、高度な問題解析や、その対処方法を熟知している唯一の事業者である。</p> <p>日常管理や運営全般を管理許可業務で行っている当該業者に、施設の修繕及び修繕にかかる計画の立案や事業調整等を委託し、施設保全を総合的かつ効率的に行わせることで、大規模かつ特殊性を有している当該施設を良好な状態に維持することが期待できるとともに、不時の施設障害時にも迅速な対応が可能となる。</p> <p>以上の理由により、当該業者以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>建設局公園部整備課 (TEL078-595-6473)</p>
<p>都市公園等維持管理業務</p>	<p>2024年4月1日</p>	<p>公益財団法人 神戸市公園緑化協会</p>	<p>455,755,300</p>	<p>1. 当該業務の委託内容は以下I～IVのとおりである。 I. 大倉山公園等10都市公園(緑地)の美化清掃・植栽管理等の維持管理業務(舞子東海浜緑地(アジュール舞子)の海水浴の実施等を含む) II. 野球場・テニスコート等の有料公園施設(運動施設)の利用調整・使用料徴収業務 III. 市内約1,600公園の事故防止のための施設点検業務 IV. 花と緑に関する業務(花と緑のまちづくりに関する情報発信、市内主要部分の花壇管理等) 2. 本業務の中には、業務従事者のローテーション配置などによる効率的業務遂行ができるとともに、相互に補完しながら遂行するものも多く、トータルとしてスケールメリットが生まれることから、各業務を個別に委託する場合に比べ、諸経費の圧縮やサービスの向上を図ることができるため、一括して契約を行うものである。 3. 当該団体は、昭和38年に神戸市の公園緑地行政への協力のため発足し、公益事業を推進する公益財団法人として「神戸市の都市緑化、公園緑地及び動物園に関する事業」を通して、市民や行政との協働の理念による潤いと彩りあふれる市民生活の実現を推進し、市民に憩いと安らぎの場を提供することにより、市民の健康増進、余暇活用の促進及び教育文化の向上に寄与することを目的に掲げている。</p> <p>また、市民と行政を結ぶ中間支援団体として、公園における公益事業の充実に努め、利用者へのサービス向上を行政と協力しながら行っている。</p> <p>さらに、さまざまな公共的業務を担うことができるよう、公園緑地に関して高度な専門知識を有する人材が配置されている。</p> <p>以上のことから、多種にわたる公園等の維持管理において、公共性、公益性を保ちながら総合的にコーディネートすることができる専門的な知識、経験、技術力を有する団体は当該団体以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>建設局公園部管理課 (TEL078-595-6452)</p>
<p>都市公園内樹木緊急点検業務</p>	<p>2024年4月19日</p>	<p>一般社団法人 神戸市造園協会の</p>	<p>47,080,000</p>	<p>昨年春に発生した倒木事故を受けて、神戸市内の広場を有する主要な195公園で緊急点検を実施したところ1,200本以上の伐採が必要な樹木が見つかった。</p> <p>本業務は、この結果を受け同様の事故を未然に防止するため、建設事務所が所管するすべての都市公園にある樹木について、倒木の危険があるか緊急点検を実施するものである。なお、本点検は、市内公園の膨大な樹木に対して緊急に実施する必要があるため、短期間かつ危険度、緊急度を全ての公園でばらつきなく判定を行うことが必要である。</p> <p>そのため本業務の適正な履行には ① 各公園を効率的に移動・点検するために市内公園の情報や知識・作業経験を持つ人員を短期間に多数確保する ② 樹木の状態や倒木の危険度を判断するために、点検者は樹木に対する専門的な技術や知識・経験を有する ③ 非常に多くの樹木や様々な樹木が対象となるため、効率的・臨機応変な対応ができることが不可欠となる。</p> <p>当該団体は、市内約40社の造園業者で組織されている団体であり、定款において、本市の緑化行政への推進に協力する事業の実施や造園緑化技術の向上研鑽を掲げている。構成企業は市内で長年の植栽管理に携わっており、市内公園での豊富な経験・実績に加え、多数の専門技術者や樹木医が在籍しているため、短期間でばらつきのない適切な点検、点検時の臨機応変な対応、必要な技術的なアドバイスの提供など、単独の造園業者では実施困難な業務を遂行することが出来る団体である。</p> <p>以上のことから、本業務を委託するのは、多数の造園技術者を取りまとめ短期間に市内全域で本業務を遂行できる体制を唯一確保している当該団体以外に適切なものは考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>建設局公園部整備課 (TEL078-595-6471)</p>

令和6年度ユウカリ栽培業務	2024年4月1日	公益財団法人 神戸市公園緑化協会	61,425,000	本業務は、王子動物園で飼育するコアラの飼料となるユウカリの栽培に関する業務である。コアラはその特性上ユウカリの新芽しか食さない上、十数種類の違った品種が必要である。このため、飼料の入手にあたっては、多品種で新鮮なユウカリの葉を年間を通じて安定的に確保する必要がある。現在、上記条件に合うものを安価で安定的に入手するためには、国内で確保する必要があるが、そもそも市場ではこのようなユウカリは流通していないため、ユウカリを栽培し、購入するルートを確認・確立する必要がある。また、日本の気候では寒暖の差が大きく、台風等の災害に備える観点から、国内各地に圃場を分散して確保し、栽培委託によりユウカリの原木育成を継続的に行っていく必要があるうえに、各圃場の気候特性等に合わせた栽培についての技術的指導も求められる。このようなことから、ユウカリ栽培業務を行うためには、ユウカリに関する専門知識を有するとともに、各地の栽培地からの計画的な出荷をしていただくための調整能力等が必要である。当該事業者は、コアラ飼育事業開始当初よりユウカリ栽培業務を受託しており、ユウカリ栽培に関するノウハウを有している。栽培者の確保や必要な指導を行い、安定的・計画的なユウカリの栽培・出荷業務が可能なのは、当該事業者以外には考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建設局王子動物園 (TEL078-861-5624)
須磨多聞線(西須磨)整備事業に伴う鉄道設備移設工事および上部工架設にかかる設計業務	2024年5月7日	山陽電気鉄道株式会社	82,200,000	当該業務は、都市計画道路須磨多聞線(西須磨)整備事業に伴い、跨線部の上部工架設に伴う設計業務を行うものである。そのため、鉄道事業に関する専門的な知識・技術力・経験等が必要とされる。鉄道の安全管理義務の観点より、軌道の安全運行を図り、迅速かつ確実に安全に業務を遂行するためには、上記の条件を満たし、なおかつ当該鉄道の管理者である山陽電気鉄道株式会社以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建設局道路工務課 (TEL078-322-6091)
令和5~6年度 神戸新交通六甲アイランド線 耐震補強業務	2024年4月1日	神戸新交通株式会社	460,000,000	本業務は神戸新交通六甲アイランド線のうち、建設局が管理する魚崎駅において、耐震補強未実施の上部工及び下部工に対して、耐震性能確保を目的とした補強工事を行うものである。本業務では、神戸新交通六甲アイランド線の軌道内において作業を実施する必要がある。軌道内での列車の安全運行の確保は、軌道管理者の責務であり、本業務を安全かつ確実に実施するためには、軌道管理者である当該事業者以外に適切なものは考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局道路工務課 (TEL078-322-6233)
令和6~7年度 神戸新交通ポートアイランド線(市民広場駅)耐震補強業務	2024年4月17日	神戸新交通株式会社	300,000,000	本業務は神戸新交通ポートアイランド線のうち、建設局が管理する市民広場駅において、耐震補強未実施の上部工及び下部工に対して、耐震性能確保を目的とした補強工事を行うものである。本業務では、神戸新交通ポートアイランド線の軌道内において作業を実施する必要がある。軌道内での列車の安全運行の確保は、軌道管理者の責務であり、本業務を安全かつ確実に実施するためには、軌道管理者である当該事業者以外に適切なものは考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局道路工務課 (TEL078-322-6233)
令和6年度 神戸新交通六甲アイランド線 橋梁修繕業務	2024年4月5日	神戸新交通株式会社	270,000,000	本業務は、建設局が管理する神戸新交通六甲アイランド線のうち、古い基準(昭和55年道路橋示方書)を適用した単柱橋脚を有する単純桁構造であるP57~P62径間において、地震時の対策として補強工事を実施するものである。また、鋼部材の塗装劣化による腐食が見られる桁及び橋脚の塗装塗替工事や剥落防止のための高欄補修工事等も本工事に併せて施工する。本業務では、神戸新交通六甲アイランド線の軌道内において作業を実施する必要がある。軌道内での列車の安全運行の確保は、軌道管理者の責務であり、本業務を安全かつ確実に実施するためには、軌道管理者である当該事業者以外に適切なものは考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局道路工務課 (TEL078-322-6233)
東海道本線摂津本山・住吉間六甲ライナー耐震補強他工事【令和6年度工事】	2024年4月30日	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部	42,508,000	本工事は、神戸新交通六甲アイランド線のうち、西日本旅客鉄道(株)の軌道を跨ぐ住吉高架橋(上り)、(下り)、(上下線)において、地震時の対策として耐震補強工事を実施するものである。また、鋼部材の塗装劣化による腐食が見られる桁の塗装塗替工事や剥落防止のための壁高欄補修工事等も、本工事に併せて実施する。工事箇所は、神戸新交通の軌道に重なるようにしてJR軌道が並走しており、工事実施にあたっては、JR軌道上空に足場を設けて作業する必要がある。長期間にわたる工事中において、JRの安全な運行を担保する必要があることから、西日本旅客鉄道(株)と神戸新交通(株)を交えて3者での施工協議を行った。その結果、西日本旅客鉄道(株)と神戸新交通(株)の綿密な連絡調整のもと、西日本旅客鉄道(株)が施工することとなった。以上より、当該事業者以外に適切なものは考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局道路工務課 (TEL078-322-6233)
令和6年度 神戸新交通六甲アイランド線昇降機設備更新業務	2024年4月1日	神戸新交通株式会社	81,984,400	本業務は、神戸新交通六甲アイランド線駅舎の昇降機設備の更新を行うもので、魚崎駅のコンコースとホームを結ぶエスカレーター(U4号機・1995年設置)1基の更新を行うものである。神戸新交通六甲アイランド線の軌道敷の維持修繕に関しては、平成2年1月5日付「神戸新交通六甲アイランド線軌道敷の維持修繕に関する協定書」並びに同細目協定書別表の維持修繕区分に基づき、昇降機類についての財産区分は神戸市であるため、機器更新については所有者である神戸市が実施することになる。本業務で更新対象の昇降機設備は軌道乗降用プラットフォーム上に設置され、日常的に多数の軌道利用者が使用する機器であり、本更新業務において現地施工中に不測の事態が生じた場合や、軌道利用者の誘導計画及び工事監視等において、軌道運輸司令並びに関係機関と連携した確実な対応が必要であるため、本業務の迅速、安全、確実にを行うと共に、施工並びに軌道利用者に対する責任の一元化を図れるのは軌道管理者である当該事業者以外に適切な者はないため、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局道路工務課 (TEL078-322-5864)
神戸駅前広場再整備に係る既存構造等調査業務	2024年6月5日	株式会社日建設計 大阪オフィス	39,974,000	本業務は、令和3年10月に策定した「神戸駅前広場再整備基本計画」にもとづき、神戸駅前広場が神戸の名を冠するにふさわしい風格のある駅前空間となることを目指し、大屋根の架け替え具体化に向けた既存構造等の調査を行うものである。架け替えを計画する大屋根は、神戸駅前広場の山側に位置する、デュオこうべ山の地下街の構造躯体の直上で計画するものであり、地下街構造と密接に関係しているため、大屋根の架け替えモデルに対する地下街構造の耐力や躯体健全度等について調査・検討を行う。日建設計株式会社は当該地下街及び既存大屋根の当初設計者であり、当該施設の構造内容を熟知していることから、最も安全かつ効率的に本業務を行うことができるため、委託先として最も合理的であると考える。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局駅前魅力創造課 (TEL078-322-6980)
御崎公園球場及び周辺施設等に関する維持管理業務	2024年4月1日	楽天ヴィッセル神戸株式会社	383,756,900	本業務は、御崎公園球場(ノエビアスタジアム神戸)及び周辺施設の建築設備等の保守点検業務、園地管理業務、施設修繕業務、スポーツ振興事業を行うものである。本球場および駐車場の管理運営については、神戸市と楽天ヴィッセル神戸株式会社との間で平成29年12月に締結した基本協定に基づき、平成30年4月から10年間、当該事業者が都市公園法第5条の管理許可により行っており、Jリーグに加盟するプロサッカークラブであるヴィッセル神戸のホームスタジアムとして活用されている。日常管理や運営全般を管理許可業務で行っている当該業者に、施設の修繕及び修繕にかかる計画の立案や事業調整等を委託し、施設保全を総合的かつ効率的に行わせることで、大規模かつ特殊性を有している当該施設を良好な状態に維持することが期待できるとともに、不測の施設障害時に迅速な対応が可能となる。さらに当該業者は本球場の最大利用者であることから、周辺施設を含めて本球場に精通している。そのため、ヴィッセル神戸を核として、球場や周辺施設を活用したイベント等の取り組みを行うことができ、スポーツ振興事業を通じて地域活性化に寄与することが期待できる。また、令和6年度も引き続き、ふるさと納税を活用した観戦環境改善としてスタジアム内のトイレの美装化等の改修を実施するが、当該事業者は施設利用者のニーズや利用状況を最も把握しており、より利用者ニーズに合わせた改修を行うことが期待できる。さらに、本球場ではイベントが多いため、施工の際には細やかな利用調整や安全管理を行う必要があるが、当該事業者は、施設の利用動線や利用状況を熟知しており、適切な施工管理を行うことができる。以上の理由により、当該事業者以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局公園部整備課 (TEL078-595-6473)
難宮公園中央橋改修工事他業務	2024年6月28日	一般財団法人 神戸住環境整備公社	58,850,000	近年、公園内の橋梁やトンネルなど専門的な技術を要する大規模土木構造物の老朽化が進んでおり、早期に対応が必要な構造物が出てきている。本業務の難宮公園中央橋、須磨浦公園叶橋および青葉橋についても、設置から40年以上が経過しており、定期点検では早急な対応が必要であると診断されている。本業務は、市民の安全に関わるものであり早期かつ短期に執行しなければならないが、業務量が多い現状の市部局の業務執行体制では、工事発注関係事務を適切かつ迅速に実施することが困難である。「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」の21条において、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注関係事務を適正に行うことができる知識および経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守および秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定することとされている。(一財)神戸住環境整備公社は、関係する法令・積算基準・設計管理等の専門的な知識を有し、私企業との利害関係がなく公平性・中立性が確保され、守秘義務を果たすことができ、かつ橋梁などの大規模土木構造物の改修について十分な専門的知識を有している。よって、本業務を適切かつ迅速に履行できるものは当該団体以外に考えられない。以上の理由により、(一財)神戸住環境整備公社に対して特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局公園部整備課 (TEL078-595-6473)

市道 岩屋南20号線 阪神第一陸橋補修業務	2024年4月1日	阪神電気鉄道株式会社	108,896,700	本業務は、阪神本線の軌道を跨ぐ神戸市管理橋である阪神第一陸橋の補修工事を実施するものである。当該工事は軌道内での作業が必要になるため、施工方法について阪神電気鉄道と協議しなければならない。協議の結果、安全管理や仮設工を含めた工事一式を当該業者に委託する以外に工事の実施が認められなかった。また、軌道内作業という特性を考えると工事を安全かつ確実に実施できるのは、鉄道事業者である当該業者以外に適切な者は考えられない。よって特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)	建設局東部建設事務所 (TEL078-854-2195)
令和6年度 神戸三田線有馬口トンネル監視業務	2024年4月1日	阪急阪神ビルマネジメント株式会社 神戸営業所	4,950,000	本業務は、神戸三田線有馬口トンネルに設置されるトンネル附帯設備(受変電設備・防災設備・保安設備等)の運転監視及び火災・事故等の緊急時対応等の業務を365日24時間体制で行い、安全かつ円滑な交通を確保することを目的としている。 本トンネルは神戸市建設局で管理するトンネルの中で、カメラによる監視装置を設置する唯一のA級トンネルであり、その安全を確保するため24時間体制で監視を行う必要があるが、本トンネル単独でその監視体制を構築することは、人員面また金銭面でも非現実的であるため、本トンネル附帯設備の運転監視及び緊急対応に必要な機器は全て、本トンネルに近接する有料道路を管理する神戸市道路公社の中央監視設備に表示・着信するシステムとなっており、これらシステムの構成は全て警察・消防と協議により当該箇所にて監視体制を取ることにしてシステム構築に関し同意を得ており、また特に消防ではこれらのシステム構成を基に、同トンネルに対する防衛計画を策定しているため、システムを他に移設することは不可能である。 神戸市道路公社は長大トンネルを監視するための中央監視室を設け、各トンネル附帯設備の監視業務及び各トンネルに設置されるカメラによるトンネル内監視を行い、それらから得られる情報を基に、火災・事故などの緊急時対応を行っているが、これらを実際に行っているのは、神戸市道路公社から監視業務を委託されている当該業者である。 当該業者は日常的にトンネル監視業務を行うと共に、通行車両からの非常電話の受信対応及び異常発生時には関係各所への通報業務も実施しており、監視業務に精通している。 またトンネル附帯設備に対し、軽微な警報発生に即応できる者も有するため現場処置も含め委託することが可能である。 以上のことにより、本業務を実施できるのは当該事業者以外に適切な者はおらず、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局道路工務課 (TEL078-322-5864)
令和6年度 神戸新交通六甲アイランド線昇降機設備更新業務	2024年6月24日	神戸新交通株式会社	100,000,000	ポータルライナー三宮駅については、神戸空港の国際化等から、以前の水準以上に利用者の増加が見込まれるため、ホーム東側拡張事業を予定している。また、駅周辺においても都心三宮再整備事業により、高質な空間形成が予定されていることから、駅舎の外装や内装についても美装化を実施し、更なる魅力向上に取り組む必要がある。 神戸新交通の駅舎については、柱や壁面などインフラ部分は、神戸新交通(株)との間で締結している協定により、建設局が財産を保有しており、本業務では、駅舎の建設局所管部分について、美装化にあたっての基本設計を行うとともに、ホーム東側拡張事業と合わせて、既存駅舎の耐震補強を実施するための詳細設計を行う。 美装化にあたっては、駅を供用しながらの施工となるため、列車の安全運行に対する支障の有無、駅利用者の安全性の確保について考慮して検討する必要がある。列車の安全運行および駅利用者の安全性の確保は、軌道管理者の責務であり、本業務を確実に実施するためには、軌道管理者である当該事業者以外に適切なものは考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局道路工務課 (TEL078-322-6233)
神戸三田線(唐櫃工区)境界確定・分筆登記業務	2024年5月1日	公益社団法人 兵庫県公共嘱託土地家屋調査士協会 理事長 堀次夫	1,610,400	本業務の委託範囲は、業務量が多く、期間が限定され、また広範囲に及んでいることから、個人の土地家屋調査士では対応が難しい。また、分筆登記及び確定測量等の不動産の表示に関する業務を関係地権者や公共施設管理者、法務局登記官と協議・調整しながら行う必要がある。これらの業務は、用地処理に関する高度な専門的知識と調整能力、豊富な経験が必要とされる。 委託予定先である、公益社団法人 兵庫県公共嘱託土地家屋調査士協会は土地家屋調査士法第63条に基づき、法務大臣の許可により設立された公益社団法人であり、市内の高度な専門的知識を有する土地家屋調査士が多く在籍する唯一の団体である。また、これまでも地図訂正等の専門性が高い業務も迅速かつ適切に処理し、良好な実績を有している。 公益社団法人 兵庫県公共嘱託土地家屋調査士協会に委託することにより、複数の土地家屋調査士で対応することが可能となり、確実に円滑な業務の遂行が期待できる。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局事業用地課 (TEL078-595-6022)
令和6年度 垂水妙法寺線(禅昌寺工区)整備事業(毘沙門山)に伴う境界確定測量業務	2024年5月1日	株式会社新土木開発コンサルタント 代表取締役 吉光茂規	1,475,100	本業務は、令和5年度に実施した測量業務に基づき、地権者への説明、境界確認(立会)、調印等を行う業務である。当該委託先は、既に当該地区の土地調査及び地権者との協議を行っており、引き続き本業務を実施させることで円滑な業務の遂行が見込まれ、期間の短縮、経費の削減が確保できるものと認められる。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局事業用地課 (TEL078-595-6022)
王子公園再整備事業アドバイザー業務(その2)	2024年5月29日	PwC・オリコン共同企業体	31,900,000	本業務は、令和6年3月に策定した「王子公園再整備基本計画」に基づき、利便性が高い文教エリアのポテンシャルを活かしながら、若年定住・交流人口の増加や都市ブランドの向上を図り、持続可能な神戸の発展を実現するものである。 再整備計画を進めていくにあたり、各施設の連続性や一体性の確保及び工期短縮やコスト削減を目的として設計・施工一括発注方式を採用するが、事業者決定にあたっては、事業者ヒアリングや質疑応答及び選定委員会など多岐に渡る業務を行う必要がある。 当該事業者は、過年度における本事業の委託業者であり、当該事業内容を熟知していることから最も効率的かつ経済的に本業務を遂行することが期待できるため、委託先として最も合理的であると考える。 以上の理由により、当該業者以外に適切な者は考えられない。 よって特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項6号に該当)	建設局王子公園再整備本部 王子公園再整備課 (TEL078-322-5016)
令和6年度 神戸新交通ポータルライナー線(三宮駅)改修設計業務	2024年6月24日	神戸新交通株式会社	100,000,000	ポータルライナー三宮駅については、神戸空港の国際化等から、以前の水準以上に利用者の増加が見込まれるため、ホーム東側拡張事業を予定している。また、駅周辺においても都心三宮再整備事業により、高質な空間形成が予定されていることから、駅舎の外装や内装についても美装化を実施し、更なる魅力向上に取り組む必要がある。 神戸新交通の駅舎については、柱や壁面などインフラ部分は、神戸新交通(株)との間で締結している協定により、建設局が財産を保有しており、本業務では、駅舎の建設局所管部分について、美装化にあたっての基本設計を行うとともに、ホーム東側拡張事業と合わせて、既存駅舎の耐震補強を実施するための詳細設計を行う。 美装化にあたっては、駅を供用しながらの施工となるため、列車の安全運行に対する支障の有無、駅利用者の安全性の確保について考慮して検討する必要がある。列車の安全運行および駅利用者の安全性の確保は、軌道管理者の責務であり、本業務を確実に実施するためには、軌道管理者である当該事業者以外に適切なものは考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局道路工務課 (TEL078-322-6233)
令和6年度神戸電鉄跨線橋橋梁定期点検業務	2024年7月9日	神戸電鉄株式会社	51,601,000	本業務は、神戸電鉄の線路を跨ぐ橋梁の詳細点検(近接目視点検、打音調査)を行う業務である。本業務は軌道内作業が必要であり、鉄道の安全管理義務の観点より、当該事業者以外には軌道内に立ち入ることができない。したがって、鉄道の安全運行を図り、迅速かつ確実に安全に業務を遂行するためには、鉄道事業者である当該業者以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局道路工務課 (TEL078-322-6233)
令和6年度都市山防災林整備事業実施業務	2024年9月3日	公益社団法人 ひょうご森林機構	59,614,500	本業務は、県民緑税充当事業である「都市山防災林整備」を実施するための委託業務である。 「都市山防災林整備」は平成28年度に新設された制度で、六甲山系の荒廃した広葉樹林の整備を行い、防災機能の強化を図る事業である。令和6年度は、令和5年度に調査計画した箇所の整備と、令和7年度以降の整備予定箇所の調査および計画策定を行う。 本業務の履行にあたっては、六甲山系内の広葉樹林整備計画を策定するための総合的な知識・経験が必要である。また、事業地の調査や整備に関して、県及び森林所有者等と事業調整を円滑に行えることや、防災機能の向上に資する森林整備計画の策定、および計画の内容を熟知した上で的確に森林整備を実施する能力が不可欠である。 公益社団法人ひょうご農林機構(旧名「公益社団法人兵庫みどり公社」)(以下本法人)は、森林整備、緑地保全等に関する事業を行い、森林の有する多面的機能の保全を図り、兵庫県民の福祉の向上に寄与すること等を目的とする兵庫県の外郭団体である。 本法人は、県民緑税事業が開始された平成18年度以降、県が事業主体である「緊急防災林整備(溪流対策)」、「野生動物共生林整備」、「里山防災林整備」などの事業を、15年以上にわたり県から随意契約で受託し、県内1,000箇所以上の多様な森林の防災機能向上のための整備計画の策定と整備の実績と知識を有している県下唯一の事業者である。 また、同事業の履行にあたっては、補助金交付決定後の業務発注となることから、秋から翌年の春までに主たる実務期間が限定される中で、必要な県への各種申請、協議、調査報告、森林整備後の受検など、複雑な事務、提出物の作成を行う必要がある。本法人は県が主体の県民緑税事業の受託者であり、それらの必要資料を滞りなく作成できることから、迅速かつ着実な同事業の遂行が期待できる。 以上のことから、本法人は県民緑税事業の主旨を十分理解し、本業務を適切かつ効果的に履行するための能力と経験を有しており、本業務を遂行できるものは本法人以外に考えられない。 よって、本法人と特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	建設局防災課 (TEL078-322-0125)

令和6年度 不動産表示登記に関する調査・測量等業務（単価契約）	2024年7月11日	公益社団法人 兵庫県公共嘱託登記士 地家屋調査士協会	35,981,495	<p>本業務は、用地買取にかかる境界確定に必要な、測量、関係者への説明・調印のほか、登記図面（地積測量図等）の作成など、土地家屋調査士法第3条に規定する不動産登記申請に至る一連の業務であるため、土地家屋調査士に依頼する必要がある。</p> <p>委託予定先である公益社団法人 兵庫県公共嘱託登記士地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条に基づき、公共事業にかかる不動産表示登記の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的に設立された法人であり、公共事業に関する豊富な業務経験を有する土地家屋調査士が多数在籍している。そのため、業務が同時期に集中しても業務を着実に遂行でき、遅滞する恐れはない。</p> <p>また、当該法人は、上記法律に基づいて設立された、神戸市内に事務所を有する唯一の公共嘱託登記士地家屋調査士協会であり、上記の条件を満たす委託先が他に存在しないことから、特命随意契約を締結するものである。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当）</p>	建設局事業用地課 (TEL078-595-6022)
市道新交通六甲島線 魚崎駅自由通路西側階段修繕業務	2024年7月23日	神戸新交通株式会社	50,000,000	<p>本業務は六甲ライナー魚崎駅と阪神本線魚崎駅の間を結ぶ魚崎駅自由通路に接続する西側階段の修繕工事を実施するものである。西側階段は過年度の橋梁点検において、パネル部材の劣化や天井からの漏水が見られ、六甲ライナー魚崎駅直近では唯一の階段となっており、駅利用者及び第三者被害の観点からも早急な修繕が必要となっている。そのため、屋根パネル・天井パネルの塗装替え、屋根の防水等の処理を施すことで、各部材の機能を回復し、当該施設の長寿命化を図るものである。</p> <p>西側階段は六甲ライナー魚崎駅の駅舎の躯体に直結しており、修繕工事を実施するにあたり、軌道敷に近接して仮設足場を設ける必要が生じる。現在、神戸新交通（株）が耐震補強工事を行うにあたって仮設足場を設置しており、本修繕工事の仮設足場が干渉する可能性がある。</p> <p>修繕工事にあたっては、駅舎と自由通路を併用しながらの施工となるため、列車の安全運行および駅利用者の安全性の確保を十分に検討する必要がある。また、神戸新交通（株）と維持管理協定を締結しており、日常の維持管理は神戸新交通（株）が実施している。</p> <p>列車の安全運行および駅利用者の安全性の確保は軌道管理者の責務であり、本業務を安全かつ確実に実施するためには、軌道管理者である当該事業者以外に適切なものは考えられない。また、日常の維持管理者である当該事業者であることが合理的である。</p> <p>よって、特命随意契約を締結するものである。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当）</p>	建設局東部建設事務所 (TEL078-854-2191)
神戸駅前地下駐輪場整備事業詳細設計発注者支援業務	2024年5月21日	一般財団法人 神戸住環境整備公社	1,758,900	<p>公共工事の発注関係事務設計監理については、関係する法令・積算基準・設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業との利害関係がなく公平性・中立性が確保され、守秘義務を果たすことができ、また「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の条件に合致するものを行う必要がある。</p> <p>品確法第21条において、発注者が自ら発注関係事務 設計監理 を適切に実施することが困難であると認めるときは、当該事務を適正に行うことができる職員が置かれていること、法令の順守および秘密の保持ができる体制が整備されていること、発注関係事務設計監理を公正に行うことが出来る条件を備えた者を選定することとされている。</p> <p>（一財）神戸住環境整備公社は、都市の整備・再開発、都市基盤施設の維持更新などを主要事業のひとつとしており、業務に必要な知識と能力を備え、前述の条件に合致している。さらに公共施設の建築・設備の設計・工事も多く携わっているため、今回の業務を遂行していくための適切な設計監理が できる。そのため当該業務の迅速かつ確実な履行のためには、当該団体以外に適切な者は考えられない。</p> <p>よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、特命随意契約を締結するものである。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当）</p>	建設局駅前魅力創造課 (TEL078-322-6980)
長尾川改修工事に伴う土地の分筆登記及び確定業務	2024年5月13日	公益社団法人 兵庫県公共嘱託登記士 地家屋調査士協会	4,552,900	<p>本業務は、「長尾川改修工事」に必要となる用地取得のため、土地の分筆登記及び確定測量を行う業務である。</p> <p>本業務については、分筆登記及び確定測量等の不動産の表示に関する業務を関係地権者や公共施設管理者、法務局登記官と協議・調整しながら行う必要があり、これらの業務は、用地処理に関する高度な専門的知識と調整能力、豊富な経験が必要とされる。</p> <p>委託予定先である、公益社団法人兵庫県公共嘱託登記士地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条に基づき法務大臣の許可により設立された公益社団法人である。その設立趣旨・目的は、当該業者の社員である土地家屋調査士が、その専門能力に結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することである。</p> <p>また、当該業者については、高度な専門的知識を有する土地家屋調査士が多く在籍しており、これまで専門性が高い業務をも迅速かつ適切に処理し、良好な実績を有している。本業務は業務量が多く、期間が限定されるため、個人の土地家屋調査士では対応が難しい。公益社団法人兵庫県公共嘱託登記士地家屋調査士協会に委託することにより、複数の土地家屋調査士で対応することが可能なため、確実に円滑な業務の遂行が期待できる。</p> <p>以上により、本業務の確実で円滑な遂行のため当該業者に特命随意契約を締結するものである。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当）</p>	建設局北建設事務所 (TEL078-981-5199)
タンタン特設サイト制作運営業務	2024年5月7日	株式会社マック	2,702,700	<p>本業務は、3月31日に亡くなったジャイアントパンダ「タンタン」への感謝の気持ちを市民等と共有するとともに、今後予定している各種の取り組み（記念誌の作成、パンダ館の活用、慰霊碑の設置等）について、広く情報を発信することを目的に、広報施策の全時的な展開の企画・立案、並びに特設サイトの制作・運用業務、及び追悼式で放映するメモリアルムービーの制作を委託するものである。早期にタンタンの特設サイトを開設し、5月10日に開催する追悼式のライブ配信の案内をはじめ、タンタンに関する情報を掲載し、追悼式に向けて、またそれ以降の各種取り組みに向けて、機運を醸成していく必要がある。2020年にタンタンの中国返還が決定し、タンタンのお別れに関する広報展開や特別サイトを開設するにあたっては、準備・開設に約2か月の期間を要している。今回は、タンタンとの永遠のお別れというさらに大きな業務を、5月10日までの1か月未満の短期間で、開設しなくてはならない。当該業者は神戸市の業務を多く受注しており、市民参加型の効果的な発信方法等のノウハウを持っており、さらに日経広告賞、朝日広告賞準グランプリ、読売広告賞グランプリなど広告に関するコンクールで受賞多数の実績がある。また、2020年に「タンタン」を中国に返還（コロナ・心臓疾患により延期）する際にも、特設サイト等の企画・制作・運用等を行っており、この経験を基に速やかに着手でき、かつ前回開設したサイトの転活用を行うことにより短期間で作成することが期待できる。当該業者は短期間での完成という時間的な制約をクリアし、かつ慎重に取り扱うべき情報に対し効果的かつ効率的に業務を遂行できると考えられ、当該業者以外に適切な者は考えられない。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、特命随意契約を締結するものである。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当）</p>	建設局王子動物園 (TEL078-861-5624)
磯上公園植栽ほか維持管理業務	令和6年6月6日	一般社団法人 神戸市造園協会の	14,014,000	<p>磯上公園は、再整備（R6.5完了予定）において「都心におけるみどりの癒し空間創出」をテーマに、高度な造園技術により作庭した「ヒーリングガーデン」を主体として、芝生広場も含め、景観に配慮した園地整備を行っている。また、同公園では「こうべ木陰プロジェクト」の一環で、六甲山の高木の移植も行っており、適宜水撒きを行うなど、適切な維持管理を行う必要がある。</p> <p>本業務は、磯上公園の「ヒーリングガーデン」を含めた園地および、「移植木」の適切な維持管理を実施するものである。</p> <p>「ヒーリングガーデン」は、水景施設や多様な植栽を配置した庭園空間であり、その景観を維持していくためには、作庭者の意図に配慮し、継続的な視点で樹木特性を踏まえた手入れを行っていく必要がある。</p> <p>また、都心部に移植されて間もない六甲山の高木を活着させるためには、樹木の状態を観察し、手入れのタイミングを見定めながら施肥や水撒きなど、適正な管理を行う必要がある</p> <p>そのため、これら多岐にわたる園地管理業務を、高度な造園技術を駆使しながらマネジメントすることが不可欠な業務となっている。</p> <p>当該団体は、様々な専門技術を有する市内39社の造園業者で構成されており、庭園管理、芝生管理、樹木管理等多岐にわたる分野に関して高い知見を有し、高度な植栽・園地管理を行うことができる。</p> <p>さらに、ヒーリングガーデン整備の受注者でもあるため、ヒーリングガーデン作庭に関する監修者の指導を受けており、その管理ノウハウについても知見を有しており、本業務の目的を遂行できる唯一の団体である。</p> <p>よって、特命随意契約を締結するものである。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当）</p>	建設局公園部整備課 (TEL078-595-6473)
神戸総合運動公園野球場座席調査更新検討業務	2024年6月10日	一般財団法人神戸住環境整備公社	5,000,000	<p>公共工事の発注関係事務については、関係する法令・積算基準・設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業との利害関係がなく公平性・中立性が確保され、守秘義務を果たすことができ、また「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の条件に合致するものを行う必要がある。</p> <p>品確法第21条において、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、当該事務を適正に行うことができる職員が置かれていること、法令の順守および秘密の保持ができる体制が整備されていること、発注関係事務を公正に行うことが出来る条件を備えた者を選定することとされている。</p> <p>（一財）神戸住環境整備公社は、都市の整備・再開発、都市基盤施設の維持更新などを主要事業のひとつとしており、業務に必要な知識と能力を備え、前述の条件に合致している。さらに今回の工事対象である神戸総合運動公園において設備等の管理業務に携わっているため、当該施設の現場状況を熟知しており、イベントや施設運営業務に関する施設管理者との調整についても円滑に実施することができる。そのため当該業務の迅速かつ確実な履行のためには、当該団体以外に適切な者は考えられない。</p> <p>また、建築住宅局からも、業務量過多により当該業務を執行することが非常に困難な状況となることが見込まれるため、令和6年4月1日付建住技第2号-6により、外郭団体（神戸住環境整備公社）の活用による対応を依頼されている。以上の理由から、特命随意契約を締結するものである。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当）</p>	建設局公園部整備課 (TEL078-595-6473)
名谷駅周辺街路樹等管理業務委託	2024年6月12日	株式会社森岡造園	1,632,400	<p>名谷駅周辺の緑地帯について、駅前空間としての植栽を一体的かつ、良好に維持するため、須磨パティオの植栽管理業者に、植栽の一体管理を委託する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当）</p>	建設局西部建設事務所 (TEL078-741-2424)

令和6年度 橋梁等構造物台帳管理システム改築業務	2024年7月3日	国際航業株式会社 兵庫支店	4,792,700	本業務は、橋梁、トンネルなどの諸元や点検データなどの各種電子データを適切に管理するためのシステムとして運用中の「橋梁等構造物台帳管理システム」について、システム速度改善のため地図機能の改修やソフトウェアアップデートを行う業務である。 当該システムは、国際航業株式会社作成のパッケージソフトをベースに、神戸市向けに一部カスタマイズしたオリジナルシステムであり、システムとしての独自性からオープン化されていない。 以上より、当該システムの改築を行うことができる業者は、当該システムの開発者である上記業者以外に適切な業者は考えられないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」に該当する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)	建設局道路工務課 (TEL078-322-6233)
西部建設事務所電話機器更新業務	2024年7月9日	西日本電信電話株式会社	4,325,750	本業務は、西部建設事務所の電話機器設備一式を更新するものである。 当事務所の電話機器は使用開始から10年近く経過し老朽化が進んでおり、2023(令和5)年6月、2024(令和6)年4月には、電話機器の構成部品である主装置の不具合により当事務所の電話回線が不通となり、市民サービスに多大な影響を及ぼす事態が発生した。 上記不調事態の応急処置は対応できたものの、補修用部品は製造・販売が終了していることから、早急に機器更新を行う必要があった。 当事務所の電話回線は光回線を使用しているが、光回線は同社が独占しており、導入予定機器も同社製とすることで互換性もあり、さらに導入予定機器は処理能力に優れ故障率が低く、同等性能を有する機器は他社にはない。 また、同社はインフラ整備を担っており、災害時にも速やかな復旧実績を有しており、平時にも24時間体制での故障受付を行っている。 以上より、本業務は見積合わせを行い業者選定することよりも、業務の目的、性質、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有し当初から設備を設置し保守してきた西日本電信電話株式会社によらねば困難である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局西部建設事務所 (TEL078-742-2424)
神戸総合運動公園野球場加圧給水管改修工事発注等業務	2024年6月13日	一般財団法人神戸住環境整備公社	19,538,200	公共工事の発注関係事務については、関係する法令・積算基準・設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業との利害関係がなく公平性・中立性が確保され、守秘義務を果たすことができ、また「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」の条件に合致するものを行う必要がある。 品確法第21条において、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、当該事務を適正に行うことができる職員が置かれていること、法令の順守および秘密の保持ができる体制が整備されていること、発注関係事務を公正に行うことが出来る条件を備えた者を選定することとされている。 (一財)神戸住環境整備公社は、都市の整備・再開発、都市基盤施設の維持更新などを主要事業のひとつとしており、業務に必要な知識と能力を備え、前述の条件に合致している。さらに今回の工事対象である神戸総合運動公園において設備等の管理業務に携わっているため、当該施設の現場状況を熟知しており、適切な施工方法を提案し設計、施工できる。また、イベントや施設運営業務に関する施設管理者との工事調整についても円滑に実施することができる。そのため当該業務の迅速かつ確実な履行のためには、当該団体以外に適切な業者は考えられない。 また、建築住宅局からも、業務量過多により当該業務を執行することが非常に困難な状況となることが見込まれるため、令和6年4月1日付建住技第2号-6により、外郭団体(神戸住環境整備公社)の活用による対応を依頼されている。 以上の理由から、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)	建設局公園部整備課 (TEL078-595-6473)
神戸総合運動公園立体駐車場コンクリートスラブ面安全対策補修業務	2024年8月21日	株式会社はるか	3,759,800	神戸総合運動公園立体駐車場において、令和6年7月14日に天井部材(耐火被膜)が落下し、乗用車1台が損傷した。 事故発生を受けて、建築住宅局保全課にて緊急安全対策として耐火被膜の補修を発注しているが、現地を調査したところ、耐火被膜以外のコンクリートスラブ面においても剥離が見られ、落下の危険性があることが判明した。 そこで、本業務では、当該立体駐車場で、すでに発注している耐火被膜の補修に合わせて、コンクリートスラブ面の全数調査と補修を実施する。同種の補修と合わせて実施することで、早期に着手することができ、合理的かつ経済的に本業務を進めることが可能である。 また、当公園では9月上旬にプロ野球の開催が予定されており、当該駐車場も満車になることが見込まれたため、緊急に、安全対策を講じる必要がある。 よって、地方自治法施行令第167条の2第5号の規定により、耐火被膜の補修の請負事業者である「(株)はるか」と特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)	建設局公園部整備課 (TEL078-595-6473)
駐輪場定期券等管理システム改修業務	2024年9月26日	株式会社アーキエムズ	1,980,000	株式会社アーキエムズは、令和3年6月に実施した総合評価落札方式一般競争入札にて決定した当システムの開発業者であり、当事業者以外に改修業務の確実な履行が可能となる業者は考えられない。 なお、開発業務の入札時に開発業者からの保守・運用管理方法や概算費用に関する提案を評価しており、業務内容や契約金額について乖離がないことを確認している。よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)	建設局道路計画課 (TEL078-322-5568)
坂のまち神戸プロジェクトに係る坂道の点検調査業務	2024年6月21日	国立大学法人神戸大学	1,597,653	本業務は、「坂のまち神戸プロジェクト」事業の一つとして実施する「坂道の環境改善」について、大学生と連携した取組として、神戸市内の坂道についてフィールドワーク等を実施し、坂の移動における負担軽減や魅力向上を図る方策案を検討するものである。 本業務の実施にあたっては、大学生の視点でフィールドワークを実施し、課題抽出や課題に対する方策案を検討する必要があり、公共的団体を契約の相手方とするため、契約の性質又は目的が競争入札に適さない。 また、契約の相手方である国立大学法人神戸大学は、過年度に「利用者視点に立った駅前空間の点検調査業務」の実績を有しており、本業務と同様、学生による点検調査を実施し、学生による視点で神戸市の将来のまちづくりに対する提案を行っている。 したがって、本業務を迅速かつ確実に遂行するための技術・知識・経験を有しており、かつ、市の政策目的を達成するためには、当該業者以外には考えられない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局道路計画課 (TEL078-322-5568)
北神戸線料金割引社会実験(R6)に関する効果検証業務	2024年6月6日	パシフィックコンサルタンツ株式会社神戸事務所	5,995,000	本業務は、神戸三田線の渋滞緩和を目的として、令和5年4月から実施している阪神高速北神戸線の料金割引社会実験の対象ランプに五社ランプを追加継続して実施するにあたり、実験による渋滞緩和効果や交通転換効果について分析を行い、実験の効果検証を行うものである。 本社会実験は阪神高速道路網や有料道路制度を所管する国土交通省と設立した協議会により実施しており、実験的に阪神高速道路の料金の割引を行い、それによって生じる減収の補填を本市で行うものである。そのため、本社会実験の目的である渋滞緩和効果や交通転換の効果について、様々な評価指標により適時、適切に検証し、協議会においてその結果について協議し、合意形成を行いながら進める必要がある。 効果検証を進めるには、人手観測やトラフィックカウンターによる交通量・渋滞データやETC2.0のプローブデータ、別途委託するライブカメラ動画によるデータなど、様々なデータを用いて検討を行い、令和4年度に実施した「北神戸線料金割引による交通量予測業務」や、令和5年度に実施した「北神戸線料金割引社会実験に関する効果検証業務」等の過年度の成果と的確かつ適切に比較検証する必要がある。 パシフィックコンサルタンツ(株)は、プローブデータの解析の実績や交通量予測業務の実績を備えており、2年前に実施した「社会実験による交通量転換の予測業務」、および、前年度に実施した「北神戸線料金割引社会実験に関する効果検証業務」を請け負っており、当該業務において効果検証に必要なノウハウや分析システムを構築している。 以上の理由により、本業務の適正かつ円滑な履行のためには当該業者以外に適切な業者は考えられない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局道路計画課 (TEL078-322-5568)
須磨海浜公園駅自由通路エスカレーター設計業務	2024年6月25日	ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社	9,900,000	神戸須磨シーワールド開業に伴い利用者が増加しているJR須磨海浜公園駅について、駅利用者の利便性向上および輸送力強化を目的に、自由通路南側にエスカレーターの設置を計画している。本工事の実施にあたっては、JR軌道と近接して実施することや駅利用者等が利用する既存自由通路を安全に供用しながらの施工計画を立案する必要があることから、近接するJR軌道の管理者である西日本旅客鉄道(株)と綿密な調整を行う必要がある。 本業務は、その関係機関との協議を十分に実施し、工事発注に必要な図面・数量計算書等の作成を行うものである。 本業務の対象となるJR須磨海浜公園駅自由通路については、平成19年度に供用開始しているが、JR軌道に近接しており、施工する際の制約条件も多いことから、築造当時の設計にあたっては、西日本旅客鉄道(株)のグループ会社であるジェイアール西日本コンサルタンツ(株)が実施している。 また、本自由通路は、将来エスカレーターを設置する前提で同社により設計されており、階段部にエスカレーターを設置する際に必要なビットや受梁等が確認されている。これらを利用し、エスカレーター設置を計画しているため、本業務の履行にあたっては、既存構造物の構造を熟知するとともに、近接工事の知識・経験を有する事業者にて設計する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局道路工務課 (TEL078-322-6233)
おかばエキマエ社会実験実施及び広場整備方針検討業務	2024年5月21日	ウエスコ・ティーハウス建築設計事務所・クラウドアーキテクツ設計共同体	16,079,800	本業務は、神鉄岡場駅前広場において社会実験として開催されるイベント「おかばひろばまつり」を運営し、イベントに対する市民意見の集約、さらにイベント中の周辺道路に与える交通影響を検証することで、既存整備計画の評価及び今後の広場整備の方針検討を行うものである。 当該業者は、過年度に実施した「岡場駅前広場設計業務」の受託者であり、設計内容やデザインコンセプトを十分理解しており、社会実験の趣旨及び検証すべき内容を理解している。また、これまでのワークショップ運営も行っているため、参加者や地域住民との意見交換も行ってきており、これまでにいただいた意見についても把握できている。そのため、社会実験の実施計画の調整・立案、その結果を踏まえた既存整備計画の評価及び今後の広場整備の方針検討を適切に行うことができるのは、設計者の意図を十分に理解し、参加者や地域住民の信頼が得られている同社以外考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)	建設局駅前魅力創造課 (TEL078-322-6980)

再度山永久植生保存地調査業務（第11回）	2024年6月6日	兵庫県立人と自然の博物館	1,991,140	本業務は、再度山の植生の移り変わりを昭和49年から5年毎に調査する業務であり、過去の調査方法の一貫性や資料づくりのノウハウを継承する必要がある。 初回からの調査資料等のすべては、当該団体（兵庫県立人と自然の博物館）が所有しており、第10回の調査業務も当該団体が実施している。 したがって、本調査を完遂できるのは当該団体以外にはいない。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当）	建設局公園部森林整備事務所 (TEL078-371-5937)
神戸市屋外公共空間での異常高温対策に関する調査	2024年7月26日	国立大学法人神戸大学	2,500,000	神戸市の各施設管理部門がすすめる高温常態化対策事業について、市の協力要請に応じて、2019年度より国立大学法人神戸大学が多数の調査・計測を行い、効果評価を行うためのモデルを構築している。また当該大学は暑熱対策にかかわる優れた知的資源を保有している。 市は、自らがすすめる高温常態化対策事業の効果検証や政策立案を行っていく必要がある。 そのため、当該大学の保有するこれらの専門的知見や過年度実測データ、モデル等技術を活用することが、効率的かつ合理的である。 以上より、当該大学以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	建設局技術管理課 (TEL078-595-6032)
須磨多聞線（西須磨）周辺交通影響検討業務	2024年9月2日	パシフィックコンサルタンツ株式会社	11,220,000	本業務では、都市計画道路須磨多聞線（西須磨）整備による西須磨地域の自動車交通の影響について、検討を深度化する。具体的には、須磨多聞線本線や月見山線の大型車規制を実施した際、西須磨地域の自動車交通の流動の変化や渋滞等について、詳細な検討を行う。 このような検討を行うためには、過年度の全市を対象とした「神戸市における道路交通ネットワーク検討業務（令和5年3月）」や、須磨多聞線関係の「須磨多聞線（西須磨）交通シミュレーション検討業務その2（令和2年12月）」、「須磨多聞線（西須磨）交通シミュレーション検討業務その3（令和3年12月）」、「月見山線周辺交通解析業務（令和6年3月）」で作成した交通量配分モデルを活用し、現況再現モデルや将来マイクロシミュレーションモデルの作成が必要となる。 過年度に構築した交通量配分モデルは、過年度業務を受託したパシフィックコンサルタンツが会社独自の技術やノウハウに基づき、再現性の高いモデルを構築したものであり、他社が完全に再現することは困難である。仮に、他社が本業務を受託した場合、過年度業務の成果を基に配分モデルを類推し、再度構築しなければならないため、当該業者が受託した場合と比べて、経済的・時間的に不利となる。 また、当該業者は上記過年度業務の実績を有し、交通施策検討に関して幅広い知識と豊富な経験を蓄積していることから、当該業者が適切な業者であると考えられる。 したがって、本業務を迅速かつ確実・経済的に遂行するにあたり、当該業者以外に適切な者は考えられない。 よって、特命随意契約を締結するもの。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当）	建設局道路工務課 (TEL078-322-6091)
神戸総合運動公園立体駐車場躯体改修工事設計業務	2024年6月10日	一般財団法人 神戸住環境整備公社	8,000,000	公共工事の発注関係事務については、関係する法令・積算基準・設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業との利害関係がなく公平性・中立性が確保され、守秘義務を果たすことができ、また「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の条件に合致するものを行う必要がある。 品確法第21条において、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、当該事務を適正に行うことができる職員が置かれていること、法令の順守および秘密の保持ができる体制が整備されていること、発注関係事務を公正に行うことが出来る条件を備えた者を選定することとされている。 （一財）神戸住環境整備公社は、都市の整備・再開発、都市基盤施設の維持更新などを主要事業のひとつとしており、業務に必要な知識と能力を備え、前述の条件に合致している。さらに今回の工事対象である神戸総合運動公園立体駐車場の管理業務に携わっているため、当該施設の現場状況を熟知しており、利用者の安全を確保した適切な施工方法を提案し設計できる。また、総合運動公園内の大規模イベントや立体駐車場で実施予定の別工事との調整についても円滑に実施することができる。そのため当該業務の迅速かつ確実な履行のためには、当該団体以外に適切な者は考えられない。 また、建築住宅局からも、業務量過多により当該業務を執行することが非常に困難な状況となることが見込まれるため、令和6年4月1日付建住技第2号-6により、外郭団体（神戸住環境整備公社）の活用による対応を依頼されている。 以上の理由から、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当）	建設局公園部整備課 (TEL078-595-6473)
国道428号(淡河町淡河)災害復旧測量設計業務	2024年6月17日	株式会社前川技研	4,565,000	本業務は令和6年5月28日からの豪雨の影響による災害の復旧にかかる工法検討及び詳細設計を行う業務である。 当該業務は、早急に現地調査、測量を行い、復旧工法を検討の上、復旧工法の詳細設計を迅速かつ正確に実施する必要がある。業務履行に当たっては、災害復旧の専門知識、神戸市の地理や設計基準への精通が要求される。 今回の被害については、早期復旧を行うため、「災害時における応急対策業務に関する基本協定」に基づき、神戸市測量設計協会に応援要請を行った。 神戸市測量設計協会会員である当該業者は、上記業務要件を満たしており、現場に精通しているとともに、本業務への即時対応が可能であることから、当該業務の迅速かつ確実な履行のためには、当該業者以外に適切な者は考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当）	建設局北建設事務所 (TEL078-981-5192)
神影24号線(淡河町神影)災害復旧測量設計業務	2024年6月17日	株式会社ケイ・ディー・エス	4,070,000	本業務は令和6年5月28日からの豪雨の影響による災害の復旧にかかる工法検討及び詳細設計を行う業務である。 当該業務は、早急に現地調査、測量を行い、復旧工法を検討の上、復旧工法の詳細設計を迅速かつ正確に実施する必要がある。業務履行に当たっては、災害復旧の専門知識、神戸市の地理や設計基準への精通が要求される。 今回の被害については、早期復旧を行うため、「災害時における応急対策業務に関する基本協定」に基づき、神戸市測量設計協会に応援要請を行った。 神戸市測量設計協会会員である当該業者は、上記業務要件を満たしており、現場に精通しているとともに、本業務への即時対応が可能であることから、当該業務の迅速かつ確実な履行のためには、当該業者以外に適切な者は考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当）	建設局北建設事務所 (TEL078-981-5192)
令和6年度六甲山アクセスルート事前通行規制基準緩和に向けた調査検討業務	2024年7月23日	一般財団法人建設工学研究所	8,215,900	平成28年に策定された「六甲山防災計画」に基づき実施された道路防災対策工事が令和4年度に完成し、六甲山頂へのアクセスルートの災害リスクは大幅に軽減されたと考えられる。一方で、24時間雨量が120mm、160mmで通行止めとする雨量通行規制基準は従前通りである。 本業務は、六甲山アクセスルートの現行異常気象時事前通行規制における雨量規制値の見直しを検討するものである。なお、本業務を履行するにあたっては、神戸市内の地盤や土質の特性等についての専門的な知識が必要とされる。 当該業者は、神戸市域ならびにその周辺地域を対象とした水文・水理・地盤・防災に関する研究および調査を行うことを目的に設立され、研究員は神戸大学大学院工学研究所の教員等の学識経験者で構成されていることから神戸市域の地盤や土質の特性等に精通している。地盤工学、土質工学における専門的な見地から、神戸市域における雨量通行規制基準緩和の検討を行う本業務の履行については、当該業者以外に適切なものは考えられない。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」に該当するため、特命随意契約を締結するものである。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当）	建設局道路工務課 (TEL078-322-6233)
神戸駅周辺道路修景設計業務	2024年9月3日	E-DESIGN・畑友洋建築設計事務所・モビリティデザイン工房・中央コンサルタンツ設計共同体	23,744,600	本業務は、①神戸駅裏線（D51広場前）における道路予備設計、②駅前広場周辺道路の修景設計、③現在実施中の「神戸駅前地下駐輪場整備事業」に関するデザイン監修、④「神戸駅前広場の使い方を考える会」の運営を行う業務である。 当該業者は、過年度実施した「神戸駅前広場再整備設計業務」の受託者であり、地下駐輪場等を含む駅前広場のデザインコンセプトを十分理解している。周辺道路の予備設計・修景設計においては広場デザインと一体のコンセプトをもって設計することが求められていることから、当該業者であれば適切に実施することが可能であり、さらに「神戸駅前地下駐輪場整備事業」のデザイン監修においても適切な助言をすることが可能である。また、当該業者は過年度業務より「神戸駅前広場の使い方を考える会」の運営に携わり、周辺関係者との協議状況を十分理解し、またその信頼が得られていることから、委託先として最も合理的かつ経済的であると考える。 以上の理由により、当該業者以外に適切な者は考えられないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当）	建設局駅前魅力創造課 (TEL078-322-6980)
舞子ヶ浜高架橋補修工事に伴う関係機関協議資料作成業務	2024年8月19日	ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社	7,755,000	本業務は、舞子ヶ浜高架橋補修工事をJR西日本（西日本旅客鉄道）に委託するにあたり、必要となる協議資料（施工計画の検討）を作成することを目的としている。 当該橋梁は、5年に1度の法定点検において、Ⅲ判定（5年以内に補修する必要有）となっている。また、当該橋梁は8径間で、第4径間はJR西日本の鉄道の上空をまたぐ形式となっている。 令和5年度にその他請負契約で詳細設計を実施し、今年度に入り、委託協議の準備を進めている最中、Ⅲ判定となっている化粧板（鋼製型枠）が一部浮いていることが道路パトロールで確認されたため、直営班による応急処置（ワイヤーによる高欄との結束）を実施した。 当該業務は、現在舞子ヶ浜高架橋の化粧板が一部浮いていることから、迅速な協議の締結を目指す。安全を確保することが必要である。このことから、当該業務においては、JR西日本との協議・資料作成を熟知している、JR西日本コンサルタンツ以外との契約はあり得ない。よって、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	建設局垂水建設事務所 (TEL078-707-0234)

令和6年度 玉津大久保線に係る将来交通量推計業務	2024年9月2日	パシフィックコンサルタンツ株式会社	2,728,000	<p>本業務は、過年度業務「神戸市内における道路ネットワーク検討業務（R5.3）」にて構築した交通量配分モデルをベースに、玉津大久保線に関する新たな推計条件、道路ネットワークデータを反映して将来交通量推計を実施するものである。実施にあたっては、過年度に実施した交通量推計と一連のものとして整合を図る必要があるため、過年度に構築した交通量配分モデルの活用が必須となるが、このモデルは会社独自の技術やノウハウに基づき再現性の高いモデルを構築したものであり、他社が完全に再現することが困難である。パシフィックコンサルタンツ株式会社は、過年度業務の実績を有し、将来交通量推計に関して幅広い知識と豊富な経験を蓄積している。また、過年度成果と密接に関連する業務であり、当該業務に実施させた場合には、期間の短縮や経費の節減が明らかに確保できるため有利であることから、当該業務が適切な業者である。</p> <p>したがって、本業務を迅速かつ確実に遂行可能であるのは、当該業者以外には考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	建設局道路計画課 (TEL078-322-5913)
しあわせの村馬事公苑レストラン空調設備更新工事設計業務	2024年9月27日	一般財団法人 神戸住環境整備公社	2,942,500	<p>公共工事の発注関係事務については、関係する法令・積算基準・設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業との利害関係がなく公平性・中立性が確保され、守秘義務を果たすことができ、また「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の条件に合致するものを行う必要がある。</p> <p>品確法第21条において、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、当該事務を適正に行うことができる職員が置かれていること、法令の順守および秘密の保持ができる体制が整備されていること、発注関係事務を公正に行うことが出来る条件を備えた者を選定することとされている。</p> <p>(一財)神戸住環境整備公社は、都市の整備・再開発、都市基盤施設の維持更新などを主要事業のひとつとしており、業務に必要な知識と能力を備え、前述の条件に合致している。さらに今回の工事対象である、しあわせの村の管理業務に携わっているため、当該施設の現場状況を熟知しており、適切な施工方法を提案し設計できる。よって当該業務の迅速かつ確実な履行のためには、当該団体以外に考えられない。</p> <p>また、建築住宅局からも、業務量過多により当該業務を執行することが非常に困難な状況となることが見込まれるため、令和6年4月1日付建住技第2号-6により、外郭団体（神戸住環境整備公社）の活用による対応を依頼されている。以上の理由から、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)</p>	建設局公園部整備課 (TEL078-595-6473)
常本地区他4地区（機能強化）農業集落排水事業他業務	2024年4月1日	一般財団法人 神戸住環境整備公社	264,000,000	<p>本業務は、農業集落排水処理施設について、機能強化工事（経年劣化対応、施設統合、接続管路）、農業集落排水処理施設改良工事、および監督処分等工事を実施するものである。農業集落排水施設は農村地域の生活排水処理に特化した施設として土木・建築・機械・電気等の複合的な工学技術を結集したプラント設備であり、農業集落排水施設の設計、工事をするにあたっては各分野ごとの専門的な知識・経験を要する。また、農業集落排水施設を維持していくには、計画的な改築・更新工事等が必要であり、これらの工事にあたり、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価（以下「発注関係事務」という。）を行うものである。</p> <p>当該事業者は、土木・建築・機械・電気の技術職員を有し、本市農業集落排水の建設事業および指定管理を受託した実績を持っている。また、監督や検査に関する規定、個人情報保護規定を定めるなど、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備され、発注関係業務を公正に行うことができる。上記の条件を満たす事業者は他に無く、本業務を遂行することができる唯一の事業者である。</p> <p>よって、特命随意契約を締結するものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当する)</p>	建設局下水道部経営管理課 (TEL078-806-8764)